

## 第5部

### 条例・施行規則等

## 第5部 条例・施行規則等

### I 徳島県生活環境保全条例及び同施行規則（抜粋）

徳島県生活環境保全条例 (平成17年徳島県条例第24号)	徳島県生活環境保全条例施行規則 (平成17年徳島県規則第30号)
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 生活環境の保全に関する規制等</p> <p>  第1節 大気汚染に関する規制</p> <p>    第1款 ばい煙に関する規制       （第5条—第18条）</p> <p>    第2款 粉じんに関する規制       （第19条—第23条）</p> <p>  第2節 騒音に関する規制</p> <p>    第1款 通則（第24条）</p> <p>    第2款 騒音発生工場等に関する規制       （第25条—第34条）</p> <p>    第3款 特定建設作業に関する規制       （第35条—第36条）</p> <p>  第3節 水質の汚濁に関する規制       （第37条—第48条）</p> <p>  第4節 土壌及び地下水の汚染に関する規制       （第49条—第56条）</p> <p>  第5節 土砂等の埋立て等に関する環境保全       （第57条—第80条）</p> <p>  第6節 地下水の採取の適正化       （第81条—第92条）</p> <p>  第7節 指定化学物質の適正な管理       （第93条—第94条）</p> <p>第3章 生活環境への負荷の低減</p> <p>  第1節 環境配慮の推進       （第95条—第97条）</p> <p>  第2節 地球温暖化の防止       （第98条—第100条）</p> <p>  第3節 自動車の使用における配慮       （第101条—第105条）</p> <p>  第4節 資源の循環的利用等の推進</p> <p>    第1款 循環型社会の形成       （第106条—第109条）</p> <p>    第2款 家電リサイクルの推進       （第110条—第113条）</p> <p>  第5節 生活排水対策       （第114条—第117条）</p> <p>  第6節 生活環境の静穏の保持       （第118条—第120条）</p> <p>第4章 環境美化等</p> <p>  第1節 環境美化の促進       （第121条—第126条）</p> <p>  第2節 放置自動車の撤去の推進       （第127条—第136条）</p> <p>第5章 生活環境の保全に係るその他の措置       （第137条—第140条）</p> <p>第6章 雑則（第141条—第144条）</p> <p>第7章 罰則（第145条—第155条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 生活環境の保全に関する規制等</p> <p>  第1節 大気汚染に関する規制</p> <p>    第1款 ばい煙に関する規制       （第5条—第11条）</p> <p>    第2款 粉じんに関する規制       （第12条—第13条）</p> <p>  第2節 騒音に関する規制</p> <p>    第1款 騒音発生工場等に関する規制       （第14条—第20条）</p> <p>    第2款 特定建設作業に関する規制       （第21条）</p> <p>  第3節 水質の汚濁に関する規制       （第22条—第27条）</p> <p>  第4節 土壌及び地下水の汚染に関する規制       （第28条—第34条）</p> <p>  第5節 土砂等の埋立て等に関する環境保全       （第35条—第53条）</p> <p>  第6節 地下水の採取の適正化       （第54条—第63条）</p> <p>  第7節 指定化学物質の適正な管理       （第64条）</p> <p>第3章 生活環境への負荷の低減</p> <p>  第1節 地球温暖化の防止       （第65条—第66条）</p> <p>  第2節 生活環境の静穏の保持       （第67条）</p> <p>第4章 放置自動車の撤去の推進       （第68条—第75条）</p> <p>第5章 雑則（第76条—第78条）</p> <p>附則</p>
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、徳島県環境基本条例（平成11年徳島県条例第11号。以下「環境基本条例」という。）の本旨にのっとり、公害の防止のための規制並びに日常生活及び事業活動における生活環境への負荷の低減を図るための措置について必要な事項を定めること等により、生活環境保全対策の総合的な施策を推進し、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公害 環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう</p> <p>(2) 生活環境の保全等 公害を防止する等大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ることをいう。</p> <p>(3) 環境への負荷 環境基本条例第2条第1号に規定する環境への負荷をいう。</p> <p>(4)から(13) (略)</p> <p>(14) 土砂等の埋立て等 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為その他生活環境の保全上必要な措置が図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為を除く</p> <p>(15) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあつては、当該事業が行われる一団の土地の区域)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。</p>	<p>(用語)</p> <p><b>第2条</b> この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(条例第2条第14号ただし書の規則で定める行為)</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第14号ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる施設において行う土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為とする。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設</p> <p>(2) 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした施設</p> <p>(3) 汚染された土砂等を処理するための施設で知事が指定するもの</p> <p>2 前項第3号の指定は、告示によって行う。</p>
<p>(県等の責務)</p> <p><b>第3条</b> 県、事業者及び県民は、環境基本条例第3条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのっとり、生活環境の保全等が適正に図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。</p>	
<p>(市町村との関係)</p> <p><b>第4条</b> 知事は、市町村が制定した条例の規定の内容により、当該市町村がこの条例の目的の全部又は一部を達成することができるか認めるときは、当該市町村の区域について、この条例の規定(当該目的に係る部分に限る。)を適用しないこととすることができる。</p> <p>2 前項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、規則で定める。</p>	<p>(条例の規定を適用しない市町村等)</p> <p><b>第4条</b> 条例第4条第2項の規定により条例の規定を適用しないこととする市町村の区域は、別表第1の上欄に掲げる市町村の区域とし、同項の規定により当該市町村の区域において適用しないこととする条例の規定は、同表の上欄に掲げる市町村の区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める条例の規定とする。</p>
<p><b>第5条から第56条まで</b> (略)</p>	<p><b>第5条から第34条まで</b> (略)</p>
<p><b>第5節 土砂等の埋立て等に関する環境保全(事業者等の責務)</b></p> <p><b>第57条</b> 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁の発生を未然に防止するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。</p>	<p><b>第5節 土砂等の埋立て等に関する環境保全</b></p>
<p>(土壌基準)</p> <p><b>第58条</b> 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の汚染状態の基準(以下この節において「土壌基準」という。)は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。</p>	<p>(土壌基準)</p> <p><b>第35条</b> 条例第58条に規定する土壌基準は、別表第5の項目の欄に掲げる項目の種類ごとに同表の基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の土壌基準に適合しているかどうかは、別表第5の項目の欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができるか認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p>
<p>(水質基準)</p> <p><b>第59条</b> 土砂等の埋立て等に使用された土砂等の層を通過した雨水等(以下この節において「浸透水」という。)の汚濁の状態の基準(以下この節において「水質基準」という。)は、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。</p>	<p>(水質基準)</p> <p><b>第36条</b> 条例第59条の水質基準は、別表第6の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の水質基準に適合しているかどうかは、土砂等の埋立て等の区域内の浸透水を採取し、別表第6の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p>

<p>(土壌基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)</p> <p><b>第60条</b> 何人も、土壌基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又は土壌基準に適合しない土砂等を使用する土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。</p> <p>2 知事は、土砂等の埋立て等に土壌基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、当該土砂等の埋立て等の停止、汚染状態の調査並びに土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 知事は、土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、当該土砂等の埋立て等の停止、汚染状態の調査その他生活環境の保全上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(土砂等の埋立て等による崩落等の防止)</p> <p><b>第61条</b> 土砂等の埋立て等をする者及び土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(特定事業の許可)</p> <p><b>第62条</b> 特定事業を行う者は、特定事業に供する区域（以下この節において「特定事業区域」という。）ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業について知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる特定事業については、適用しない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（第69条第1号において「国等」という。）が行う特定事業</p> <p>(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う特定事業</p> <p>(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う特定事業</p> <p>(4) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業で規則で定めるもの</p>	<p>(公共的団体の範囲)</p> <p><b>第37条</b> 条例第62条第2項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 日本下水道事業団、西日本高速道路株式会社（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号から第4号まで及び第6号に規定する事業を営む場合に限る。）及び本州四国連絡高速道路株式会社（同項各号に規定する事業を営む場合に限る。）</p> <p>(2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>(3) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人</p> <p>(4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(7) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合（これらの者が同法の規定に基づく土地改良事業を行う場合に限る。）</p> <p>(8) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合（同法の規定に基づく土地区画整理事業を行う場合に限る。）</p> <p>(9) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により認可された市街地再開発組合（同法の規定に基づく市街地再開発事業を行う場合に限る。）</p> <p>(条例第62条第2項第4号の規則で定める行為)</p> <p><b>第38条</b> 条例第62条第2項第4号の規則で定める特定事業は、次に掲げる施設等（継続して使用されているものに限る。）</p>

	<p>の本来の機能を保全するために行う特定事業とする。</p> <p>(1) 運動場、駐車場その他これらに類する施設 (2) 農産物の生産の用に供する農地</p>
<p>(許可申請の手続)</p> <p><b>第63条</b> 前条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下この節において「特定事業場」という。）の位置及び面積 (3) 特定事業に供する施設の設置計画 (4) 特定事業を施工する事務所の所在地 (5) 特定事業の施工を管理する者の氏名 (6) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果 (7) 特定事業に使用される土砂等の量 (8) 特定事業の施工期間 (9) 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造 (10) 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画 (11) 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置 (12) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置 (13) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として1年未満の期間において土砂等の堆積を行う特定事業（以下この節において「一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第5号まで、第8号及び第11号に掲げる事項 (2) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造） (3) 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬入予定量 (4) 特定事業場の構造 (5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置 (6) その他規則で定める事項</p>	<p>(申請の書面等)</p> <p><b>第39条</b> 条例第63条第1項の規定による申請は、特定事業許可申請書（様式第19号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書） (2) 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその附近の状況を示す見取図 (3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。） (4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し (5) 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類 (6) 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類 (7) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調査書及び当該検査結果を証明する書面（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限り。） (8) 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書 (9) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面 (10) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図 (11) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書 (12) 特定事業が別表第七に掲げる行為に該当する場合には、当該行為に該当することを証する書面 (13) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 条例第63条第2項の申請は、一時堆積事業許可申請書（様式第20号）により行わなければならない。</p> <p>3 条例第63条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第1項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第12号に掲げる書類 (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図 (3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第1項第7号に掲げる書類 (4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。） (5) その他知事が必要と認める書類</p> <p>4 第1項第7号及び前項第3号の特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタールを超える場合にあっては、当該特定事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに行わなければならない。</p> <p>5 前項の規定による検査は、次に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) 汚染状況の検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに表土の地質の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。 (2) 汚染状況の検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第5の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。</p>
<p>(市町村長の意見の聴取)</p> <p><b>第64条</b> 知事は、第62条第1項の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該申請に係る特定事業の施工に</p>	

<p>関し生活環境の保全及び住民の生活の安全の確保上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して、当該市町村の長の生活環境の保全及び住民の生活の安全の確保の見地からの意見を聴くものとする。</p>	
<p>(許可の基準)</p> <p><b>第65条</b> 知事は、第62条第1項の許可の申請が第63条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第62条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 特定事業を施工する事務所が設置されること。</p> <p>(2) 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合する土砂等であること。</p> <p>(3) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(5) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 第60条第2項若しくは第3項又は第76条第2項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者</p> <p>ロ 第76条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有するものと認められるものを含む。）であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第76条第1項第7号の規定に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>2 知事は、第62条第1項の許可の申請が第63条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第62条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 特定事業を施工する事務所が設置されること。</p> <p>(2) 特定事業区域内の表土が土壌基準に適合する土砂等であること（特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造が当該特定事業による土壌の汚染を防止するものであること。）。)</p> <p>(3) 特定事業場の構造が、当該特定事業区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(6) 申請者が前項第6号イからハまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>3 第62条第1項の許可の申請が法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為が、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為である場合にあっては、第1項第3号及び第5号並びに前項第3号の規定は、適用しない。</p>	<p>(構造上の基準)</p> <p><b>第40条</b> 条例第65条第1項第3号（条例第67条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める構造上の基準は別表第8に、条例第65条第2項第3号（条例第67条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める構造上の基準は別表第9に定めるとおりとする。</p> <p>(構造上の基準に係る適用除外)</p> <p><b>第41条</b> 条例第65条第3項（条例第67条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、別表第7に掲げる行為とする。</p>

<p>(許可の条件)</p> <p><b>第66条</b> 知事は、生活環境を保全し、又は住民の生活の安全を確保するために必要があると認めるときは、第62条第1項の許可に条件を付することができる。</p>	
<p>(特定事業の変更の許可)</p> <p><b>第67条</b> 第62条第1項の許可を受けた者は、第63条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>(3) その他規則で定める事項</p> <p>3 前3条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p><b>第42条</b> 条例第67条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p> <p>(1) 条例第62条第1項の許可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 特定事業を施工する事務所の所在地</p> <p>(3) 特定事業の施工を管理する者の氏名</p> <p>(4) 特定事業に使用される土砂等の量(土砂等の量を減少させるものに限る。)</p> <p>(5) 特定事業の施工期間(施工期間を短縮させるものに限る。)</p> <p>(6) 特定事業に使用される土砂等の採取場所又は搬入計画</p> <p>2 条例第68条の規定による届出は、特定事業変更届出書により行わなければならない。</p> <p>3 前項の届出書には、第1項第1号に掲げる事項の変更の場合にあっては条例第62条第1項の許可を受けた者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)を、同項第4号に掲げる事項の変更にあつては特定事業に使用される土砂等の量を計算した計算書を添付しなければならない。</p> <p>(変更の許可の申請等)</p> <p><b>第43条</b> 条例第67条第2項の規程による申請は、特定事業変更許可申請書(様式第21号)に、第39条第1項各号及び第3項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して行わなければならない。</p>
<p>(軽微な変更の届出)</p> <p><b>第68条</b> 第62条第1項の許可を受けた者は、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	
<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p><b>第69条</b> 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものを添付して、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものを添付を省略することができる。</p> <p>(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であつて、当該土砂等が土壌基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であつて、当該土砂等が当該採取場から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所(当該場所において土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。)から採取された土砂等である場合であつて、この条の規定により知事に対してなされた届出に添付された当該土砂等が当該採取場所から採取されたことを証する書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものの写しが添付されたとき。</p> <p>(4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が認めたとき。</p>	<p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p><b>第44条</b> 条例第69条の規定による届出は、当該土砂等の採取場所ごとに、かつ、搬入しようとする土砂等の量が4千立方メートルまでごとに、土砂等搬入届出書により行わなければならない。</p> <p>2 条例第69条の規則で定める当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面は当該土砂等に係る売渡若しくは譲渡証明書又は当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書とし、規則で定める当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限り。)とする。</p> <p>3 前項に規定するの検査の結果を証明する書面を作成するために行う当該土砂等の分析は、別表第5の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>4 条例第69条第2号の規則で定める書面は、土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証する書面とする。</p>
<p>(着手報告)</p> <p><b>第70条</b> 第62条第1項の許可を受けた者は、当該土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告しなければならない。</p>	<p>(着手報告)</p> <p><b>第45条</b> 条例第70条の規定による報告は、特定事業着手報告書により行わなければならない。</p>

<p>(特定事業に使用された土砂等の量の報告)</p> <p>第71条 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を開始した日から、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業に使用された土砂等の量(当該特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び排出量)を知事に報告しなければならない。</p>	<p>(土砂等の量の報告)</p> <p>第46条 条例第71条の規定による報告は、特定事業を開始した日から起算して6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内(特定事業を完了し、又は廃止したときは、条例第74条第1項の規定による届出のとき)に、特定事業場状況報告書に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 報告に係る期間の最後の日前1週間以内に撮影した特定事業区域の写真</p> <p>(2) 土砂等の搬入元に関する書類</p> <p>(3) その他知事が必要と認める書類</p>								
<p>(水質検査等)</p> <p>第72条 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査(土砂等の埋立て等に使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査をいう。以下この条において同じ。)を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定事業区域内の土壌検査(土壌の汚染状況についての検査をいう。以下この条において同じ。)を行うことにより、当該水質検査に代えることができる。</p> <p>2 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと知事が認めるとき、又は当該土壌検査を行う必要がないと知事が認めるときは、当該水質検査又は土壌検査を省略することができる。</p> <p>3 第62条第1項の許可を受けた者は、第1項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。</p> <p>4 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域内の土壌中に土壌基準に適合しない土砂等があることを確認したとき、又は当該許可に係る特定事業区域内の浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。</p>	<p>(水質検査)</p> <p>第47条 条例第72条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに行わなければならない。ただし、特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から3月ごとに行わなければならない。</p> <p>2 条例第72条第2項の規定による水質検査のための試料の採取に当たっては、知事が指定する職員の立ち会いの下に行うものとし、当該試料の採取は、知事が指定する期日において行わなければならない。</p> <p>3 前2項の水質検査は、特定事業区域内の浸透水を採取し、別表第6の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(土壌検査)</p> <p>第48条 前条第1項の規定は条例第72条第1項ただし書の規定による土壌検査について、前条第2項の規定は条例第72条第2項の規定による土壌検査のための試料の採取について準用する。</p> <p>2 条例第72条第1項ただし書又は第2項の規定による土壌検査は、別表第5の項目の欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>3 前項の土壌検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタールを超える場合にあっては、当該特定事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに行わなければならない。</p> <p>(水質検査等の報告)</p> <p>第49条 条例第72条第3項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期に、それぞれ特定事業水質・土壌検査報告書(様式第22号)により行わなければならない。</p> <p>2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真</p> <p>(2) 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限り。)</p> <table border="1" data-bbox="805 1527 1412 1888"> <thead> <tr> <th>検査の区分</th> <th>提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第72条第1項の規定による水質検査又は土壌検査</td> <td>特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内</td> </tr> <tr> <td>特定事業が一時堆積事業である場合における条例第72条第1項の規定による水質検査又は土壌検査</td> <td>特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から3週間以内</td> </tr> <tr> <td>条例第72条第2項の規定による水質検査又は土壌検査</td> <td>知事が別に指定する日</td> </tr> </tbody> </table>	検査の区分	提出時期	条例第72条第1項の規定による水質検査又は土壌検査	特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内	特定事業が一時堆積事業である場合における条例第72条第1項の規定による水質検査又は土壌検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から3週間以内	条例第72条第2項の規定による水質検査又は土壌検査	知事が別に指定する日
検査の区分	提出時期								
条例第72条第1項の規定による水質検査又は土壌検査	特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内								
特定事業が一時堆積事業である場合における条例第72条第1項の規定による水質検査又は土壌検査	特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から3週間以内								
条例第72条第2項の規定による水質検査又は土壌検査	知事が別に指定する日								



<p>(標識等の揭示等)</p> <p><b>第73条</b> 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界に、規則で定めるところにより、その境界を明らかにする表示を行わなければならない。</p>	<p>(標識の揭示等)</p> <p><b>第50条</b> 条例第73条第1項の規定による標識の揭示は、特定事業が施工されている間、縦及び横それぞれ90センチメートル以上の標識により行わなければならない。</p> <p>2 条例第73条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 許可年月日及びその番号</li> <li>(2) 特定事業の目的</li> <li>(3) 特定事業場の所在地</li> <li>(4) 特定事業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名</li> <li>(5) 特定事業を施工する事務所の所在地及び電話番号</li> <li>(6) 特定事業の施工を管理する者の氏名</li> <li>(7) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時堆積事業にあつては、土砂等の搬入予定量及び搬出予定量）</li> <li>(8) 特定事業の施工期間</li> <li>(9) 特定事業区域の面積</li> <li>(10) 特定事業場の見取図</li> </ol> <p>3 条例第73条第2項の規定による境界を明らかにする表示は、境界の屈曲点その他必要な地点に境界標を設置して行わなければならない。ただし、擁壁、側溝その他の構造物により境界を明らかにすることができる場合にあつては、この限りでない。</p>
<p>(完了等の届出)</p> <p><b>第74条</b> 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、若しくは廃止し、若しくは2月以上休止したとき、又は2月以上休止しようとするときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による廃止又は休止の届出をしようとする者は、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による完了の届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該届出に係る特定事業区域が第62条第1項の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>4 知事は、第1項の規定による廃止又は休止の届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>5 第3項又は前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 第1項の規定による休止の届出をした者は、当該特定事業を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(特定事業の完了等の届出)</p> <p><b>第51条</b> 条例第74条第1項の規定による特定事業の完了又は廃止の届出は、特定事業を完了した場合にあつては完了した日から15日以内に、特定事業を廃止した場合にあつては廃止した日から30日以内に、特定事業完了（廃止）届出書により行わなければならない。</p> <p>2 条例第74条第1項の規定による特定事業の休止の届出は、特定事業休止（再開）届出書により行わなければならない。</p> <p>3 条例第74条第6項の規定による届出は、特定事業休止（再開）届出書により行わなければならない。</p>
<p>(許可に基づく地位の承継)</p> <p><b>第75条</b> 第62条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲り渡し、又は同項の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割があつたときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定事業のすべてを承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により第62条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証明する書面を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>(承継の届出)</p> <p><b>第52条</b> 条例第75条第2項の規定による届出は、条例第62条第1項の許可を受けた者の地位の承継があつた日から30日以内に、特定事業承継届出書により行わなければならない。</p>

<p>(許可の取消し等)</p> <p><b>第76条</b> 知事は、第62条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第60条第2項若しくは第3項又は第61条第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第62条第1項の許可又は第67条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 第65条第1項第6号又は第2項第6号に該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第66条(第67条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(5) 第67条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。</p> <p>(6) 第69条から第73条まで又は第78条第1項若しくは第2項の規定に違反したとき。</p> <p>(7) 前条第1項の規定により第62条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第65条第1項第6号イからハまで又は第2項第6号に該当するとき。</p> <p>(8) 次条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定による第62条第1項の許可の取消しを受けた者(当該取り消された許可に係る特定事業について次条第1項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取り消された許可に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>(措置命令)</p> <p><b>第77条</b> 知事は、第62条第1項又は第67条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の撤去その他の当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 知事は、第74条第2項若しくは第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(関係書類の閲覧等)</p> <p><b>第78条</b> 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を施工する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 第62条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第74条第1項の規定による完了若しくは廃止の届出をした日又は第76条第1項の規定による第62条第1項の許可の取消しを受けた日の翌日から起算して5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。</p> <p>3 知事は、第62条第1項の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の完了若しくは廃止の日又は当該特定事業に係る第76条第1項の規定による第62条第1項の許可の取消しのあった日の翌日から起算して5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。</p>	
<p>(立入検査等)</p> <p><b>第79条</b> 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 知事は、その職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者の事務所、事業所その他その土砂等の埋立て等をし、若しくはした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等無償で取去させ、又は関係者に質問させることができ</p>	<p>(立入検査の身分証明書)</p> <p><b>第53条</b> 条例第79条第3項において準用する条例第143条第2項の証明書は、様式第23号によるものとする。</p>

る。 3 第143条第2項及び第3項の規定は、前項の立入検査について準用する。	
(手数料) 第80条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に定める額の手数料を当該許可の申請の際に納付しなければならない。 (1) 第62条第1項の許可 1件につき5万2千円 (2) 第67条第1項の許可 1件につき3万3千円 2 既納の手数料は、還付しない。	
第81条から第140条まで (略)	第54条から第75条まで (略)
	第5章 雑則 (届出書等の提出部数) 第76条 条例の規定による届出及び報告は、それぞれの正本にその写し2通を添えて行わなければならない。
第6章 雑則 (違反者の公表等) 第141条 知事は、この条例の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。 2 (略) 3 知事は、第1項又は前項の規定による公表をしようとするときは、当該命令又は勧告を受けた者に対し、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるものとする。	
第142条 (略)	
(立入検査) 第143条 (略) 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	第77条 (略)
(規則への委任) 第144条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(補則) 第78条 この規則に定めるもののほか、生活環境の保全等に関し必要な事項は、知事が別に定める。
第7章 罰則 第145条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第11条、第16条第1項、第42条、第45条第1項、第55条第1項若しくは第2項、第60条第2項若しくは第3項、第61条第2項、第76条第1項又は第77条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者 (2) 第62条第1項の許可を受けた者であって、第60条第1項の規定に違反した者 (3) 第62条第1項又は第67条第1項の規定に違反して特定事業を行った者	
第146条から第148条まで (略)	
第149条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第69条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第71条又は第72条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (3) 第72条第1項又は第2項の規定による検査を行わなかった者 (4) 第79条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 (5) 第79条第2項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	

<p><b>第150条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第68条、第74条第1項若しくは第6項又は第75条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第78条第2項の規定に違反した者</p>	
<p><b>第151条から第153条まで</b> (略)</p>	
<p><b>第154条</b> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第145条から第152条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	
<p><b>第155条</b> (略)</p>	
<p><b>附 則</b> <b>(施行期日)</b></p> <p>1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第18条、第47条、第2章第4節から第7節まで、第3章第2節から第5節まで(第101条及び第102条を除く。)、第4章、第139条から第141条まで並びに附則第2項第3号の規定 平成17年10月1日</p> <p>(2) 第3章第1節(第97条第1項を除く。)の規定 平成18年4月1日</p> <p>2から12 (略)</p> <p><b>(経過措置)</b></p> <p>13から17 (略)</p> <p>18 第2章第5節の規定の施行の際現に特定事業を行っている者は、同節の規定の施行の日から起算して6月間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定事業を行うことができる。その者が、当該期間内に第62条第1項の許可を申請した場合において、当該期間を経過したときは、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>19から22 (略)</p>	<p><b>附 則</b> <b>(施行期日)</b></p> <p>1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第26条から第76条まで(第67条及び第76条第1項を除く。)の規定は、同年10月1日から施行する。</p> <p>2から4 (略)</p> <p><b>附 則(平成17年規則第88号)</b> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則(平成17年規則第89号)</b> この規則は、徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例(平成17年徳島県条例第104号)の施行の日から施行する。</p> <p><b>附 則(平成18年規則第10号)</b> この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は平成18年3月31日から、第65条の改正規定は同年4月1日から施行する。</p> <p><b>附 則(平成18年規則第71号)</b> この規則は、平成18年1月1日から施行する。</p> <p><b>附 則(平成19年規則第64号)</b> この規則は、公布の日から施行する。ただし、第37条第1号の改正規定中「日本郵政公社、」を削る部分は、平成19年10月1日から施行する。</p> <p><b>附 則(平成21年規則第8号)</b> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則(平成23年規則第5号)</b> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則(平成27年規則第6号)</b> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則(平成28年規則第57号)</b> この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則(平成31年規則第15号)</b> この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第五カドミウムの項の改正規定は、同年七月一日から施行する。</p> <p><b>附 則(平成31年規則第37号)</b> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則(令和2年規則第69号)</b> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則(令和3年規則第6号)</b></p> <p>1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第六十七条第一号の改正規定及び次項の規定は、同年六月一日から施行する。</p> <p>2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係</p>

政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第百二十三号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により行うことができる同令第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第百二十九号)第三十五条第二号の喫茶店営業に係る徳島県生活環境保全条例(平成十七年徳島県条例第二十四号)第二百十条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和3年規則第21号)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 (略)

附 則(令和3年規則第38号)

1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。

2 (略)

附 則(令和4年規則第10号)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

1 土壌基準（別表第5（第35条，第39条，第44条，第48条関係））

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考1に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
有機燐 <sup>りん</sup>	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下「地下水基準告示」という。）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
フッ素 <sup>フッ</sup>	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注（2）第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌基準告示」という。）」付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐<sup>りん</sup>」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## 2 水質基準（別表第6（第36条，第47条関係））

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法
有機燐 <sup>りん</sup>	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の①～③に掲げる場合にあっては、それぞれ①～③に定めるところによる。） ①規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50ミリメートルの吸収セルを用いること。 ②規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格K0102の65.の備考11のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（1リットルにつき0.02ミリグラム）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70パーセント以上120パーセント以下であることを確認すること。 ③規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 ②に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うこと。
砒素 <sup>び</sup>	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の52（規格K0102の52.1に定める方法を除く。）に定める方法
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水基準告示付表に掲げる方法
1.2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1.1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1.2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1.1.1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.1.2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1.3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
砒素 <sup>び</sup>	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注2）第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1.4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

### 備考

- この表の項目の欄中「有機燐<sup>りん</sup>」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE.P.Nをいう。
- この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 土壌基準告示付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

### 3 構造上の基準の適用除外となる行為（別表第7（第39条、第41条関係））

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定に基づき許可を要する行為
- 2 土地改良法の規定に基づく土地改良事業
- 3 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による許可を要する行為
- 4 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可を要する行為
- 5 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項及び第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為
- 6 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 7 土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- 8 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 9 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 10 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 11 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 12 河川法（昭和39年法律第167号）第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第55条第1項及び第57条第1項の規定による許可を要する行為
- 13 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可並びに同法第59条第4項の規定による認可を要する行為
- 14 都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 15 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 16 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による許可を要する行為
- 17 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による許可を要する行為

### 4 構造上の基準（別表第8（第40条関係））

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層又は軟弱地盤のある層があるときは、その地盤にすべり又は沈下が生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜している土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。）の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）及びのり面の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		土砂等の埋立て等の高さ		のり面の勾配
1 砂、礫、砂礫、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
		その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（土砂等の埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5メートル）以上の勾配
	(2) その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
2 その他		安全計算を行い、安全が確保される高さ		安全計算を行い、安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

### 5 一時堆積事業の構造上の基準（別表第9（第40条関係））

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等のたい積の高さが3メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積ののり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。



(様 式)

様式第19号(第39条関係)

(表)

特定事業許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名 (法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

申請者

住所

徳島県生活環境保全条例第62条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の位置及び面積	所在地	特定事業場の面積 m <sup>2</sup> うち特定事業区域の面積 m <sup>2</sup>
特定事業に供する施設の設置計画	別紙のとおり	
特定事業を施工する事務所の所在地	(電話番号)	
施工を管理する者の氏名		
特定事業区域の表土の汚染状況についての検査結果	別紙のとおり	
特定事業に使用される土砂等の量及びその施工期間	土砂等の量 m <sup>3</sup> 年 月 日 ~ 年 月 日	
特定事業が完了した場合の特定事業場の構造	別添図面のとおり	
特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画	別紙のとおり	
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	別添図面のとおり	
特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置	別添図面のとおり	

備考

「所在地」の欄には、特定事業場の所在地を地番まで記載すること。

(裏)

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあつては，登記事項証明書）
- 2 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに事業場及びその附近の状況を示す見取図
- 3 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 4 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 5 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあつては，当該土地の使用権限を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があつたことを証する書類
- 6 特定事業区域内の土地について，当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があつたことを証する書類
- 7 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
- 8 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
- 9 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては，当該安定計算を記載した書面
- 10 擁壁を用いる場合にあつては，当該擁壁の断面図
- 11 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては，当該擁壁の概要，構造計画，応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 12 特定事業が徳島県生活環境保全条例施行規則（平成17年徳島県規則第30号）別表第7に掲げる法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあつては，当該行為に該当することを証する書面
- 13 その他知事が必要と認める書類

徳島県収入証紙ちょう付欄

(別紙)

特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画

採取場所・発生元事業者名	搬入計画等					
	予定量 m <sup>3</sup>	最大日量 m <sup>3</sup>	搬入期間	搬入時間	搬入土砂の区分	備考
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		
			～	～		

(表)

一時堆積事業許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名 (法人にあつては, 名称及びその代表者の氏名)

申請者

住所

徳島県生活環境保全条例第62条第1項の規定により, 一時堆積事業の許可を受けたいので, 関係書類を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の位置及び面積	所在地	特定事業場の面積 m <sup>2</sup> うち特定事業区域の面積 m <sup>2</sup>
特定事業に供する施設の設置計画	別紙のとおり	
特定事業を施工する事務所の所在地	(電話番号)	
施工を管理する者の氏名		
特定事業区域の表土の汚染状況についての検査結果 (表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合にあつては, その構造)	別紙のとおり	
一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	搬入予定量 (1日平均 m <sup>3</sup> ) 搬出予定量 (1日平均 m <sup>3</sup> )	
一時堆積事業の施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
特定事業場の構造	別添図面のとおり	
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	別添図面のとおり	
特定事業に使用される土砂等について, 当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置	別添図面のとおり	

備考

「所在地」の欄には, 特定事業場の所在地を地番まで記載すること。

(裏)

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- 2 特定事業場の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の図面並びに事業場及びその附近の状況を示す見取図
- 3 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 4 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権限を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
- 5 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなす権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
- 6 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- 7 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、特定事業区域の表土の汚染状況について、検査料ごとの検査料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに（環境計量士が発効したものに限る。）
- 8 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 9 特定事業が徳島県生活環境保全条例施行規則（平成17年徳島県規則第30号）別表第7に掲げる法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- 10 その他知事が必要と認める書類

徳島県収入証紙ちょう付欄

様式第21号(第43条関係)

(表)

特定事業変更許可申請書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

申請者

住所

年 月 日付け徳島県指令 第 号で許可を受けた事項について変更したいので、徳島県生活環境保全条例第67条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

許可番号	年 月 日	第 号
変更した事項の内容	変更後	変更前
変更の理由		

(裏)

次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。

- 1 特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る申請の場合にあっては、次の書類
  - (1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
  - (2) 特定事業場の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の図面並びに事業場及びその附近の状況を示す見取図
  - (3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
  - (4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - (5) 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権限を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
  - (6) 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
  - (7) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
  - (8) 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
  - (9) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
  - (10) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図
  - (11) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
  - (12) 特定事業が徳島県生活環境保全条例施行規則（平成17年徳島県規則第30号）別表第7に掲げる法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
  - (13) その他知事が必要と認める書類
- 2 特定事業（一時堆積事業）の変更に係る申請の場合にあっては
  - (1) 1(1), (2), (4), (5), (6)及び(12)に掲げる書類
  - (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
  - (3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、その構造及び1(7)に掲げる書類
  - (4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
  - (5) その他知事が必要と認める書類

徳島県収入証紙ちょう付欄

特定事業水質・土壌検査報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあっては，名称及びその代表者の氏名）

届出者

住所

徳島県生活環境保全条例第 7 2 条第 3 項の規定により，水質等の検査結果を次のとおり報告します。

許可番号等	年 月 日 第 号
検査の区分	水 質・土 壌
検査試料採取場所	別添図面及び現場写真のとおり
検査試料採取年月日	年 月 日
検査結果	別添のとおり

備考

- 1 不要な部分を線で消すこと。
- 2 計量証明における資料採取は，計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
  - 一 水質検査又は土壌検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図
  - 二 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書
  - 三 水質検査又は土壌検査の結果を証明する書面



様式第 2 3 号 (第 5 3 条 関係)

(表)

← 1 2 センチメートル →	
第 号	
徳島県生活環境保全条例第 7 9 条第 3 項の規定による身分証明書	
所 属 職 名 氏 名	年 月 日 生 年 月 日 発行
	徳島県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

↑  
8  
↓

(裏)

徳島県生活環境保全条例 (抜すい)

(立入検査等)

第 7 9 条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、その職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者の事務所、事業所その他その土砂等の埋立て等をし、若しくはした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3 第 1 4 3 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の立入検査について準用する。

第 1 4 3 条

1 略

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 1 4 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一～三 略

四 第 7 9 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 第 7 9 条第 2 項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

## Ⅱ 「徳島県生活環境保全条例」に係る様式集（抜粋）

（趣旨）

この様式集は、徳島県生活環境保全条例施行規則（平成17年徳島県規則第30号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な様式を取りまとめたものである。

（様式）

規則の施行に関し、必要な様式は次のとおりとする。

1から7 （略）

8	規則第39条第1項第5号に係る同意書	-----	様式8号
9	規則第39条第3項第1号に係る同意書	-----	様式9号
10	規則第39条第1項第6号に係る施工同意書	-----	様式10号
11	規則第39条第1項第7号、第43条、第44条第2項及び 第49条第2項第2号に係る検査試料採取調書	-----	様式11号
12	規則第42条第2項に係る特定事業変更届出書	-----	様式12号
13	規則第44条第1項に係る土砂等搬入届出書	-----	様式13号
14	規則第44条第2項に係る土砂等発生元証明書	-----	様式14号
15	規則第45条に係る特定事業着手報告書	-----	様式15号
16	規則第46条に係る特定事業場状況報告書	-----	様式16号
17	規則第50条に係る標識	-----	様式17号
18	規則第51条第1項に係る特定事業完了（廃止）届出書	-----	様式18号
19	規則第51条第2項に係る特定事業休止（再開）届出書	-----	様式19号
20	規則第52条に係る特定事業承継届出書	-----	様式20号

21から27 （略）

特定事業区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないから、次のとおり土地の利用について同意します。

所在及び地番	地目	地積 (登記事項証明書)	利用期間	摘要

また、同意の前提として、次の次項について、特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1 事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>2 特定事業区域及び特定事業に供する施設の位置及び面積</li> <li>3 特定事業に供する施設の設置計画</li> <li>4 特定事業を施工する事務所の所在地</li> <li>5 特定事業の施工を管理する者の氏名</li> <li>6 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果</li> <li>7 特定事業に使用される土砂等の量</li> <li>8 特定事業の施工期間</li> <li>9 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造</li> <li>10 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画</li> <li>11 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置</li> <li>12 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置</li> <li>13 土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者の義務及び土地を提供した者に対する措置命令に関する事項</li> </ul> |
|--|

年 月 日

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名） ㊟  
 土地所有者  
 住所

特定事業（一時堆積事業）区域内土地使用同意書

特定事業許可申請者（ ）の施工に係る土砂等の埋立て等の事業については、異議がないから、次のとおり土地の利用について同意します。

所在及び地番	地目	地積 (登記事項証明書)	利用期間	摘要

また、同意の前提として、次の次項について、特定事業許可申請者から、 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 特定事業区域及び特定事業に供する施設の位置及び面積
- 3 特定事業に供する施設の設置計画
- 4 特定事業を施工する事務所の所在地
- 5 特定事業の施工を管理する者の氏名
- 6 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
- 7 一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- 8 特定事業場の構造
- 9 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置
- 10 特定事業の施工期間
- 11 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造
- 12 特定事業に使用される土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの土砂等の搬入予定量及び搬入計画
- 13 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置
- 14 土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者の義務及び土地を提供した者に対する措置命令に関する事項

年 月 日

氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名） ㊟  
 土地所有者  
 住所

特定事業区域内施工同意書

次の土地における特定事業（一時堆積事業）許可申請者（  
 ）の施  
 工に係る特定事業（一時堆積事業）については、異議がないから、その施工に同意します。

また、同意の前提として、特定事業許可申請者から、  
 年 月 日に特定事業の説明  
 を受け、その内容を確認しました。

年 月 日

氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名） ㊞

権利者

住所

所在及び地番	地 目	地 積 (登記事項証明書)	権利の種類	施工期間	摘 要

備考

- 1 「権利の種類」欄には、賃借権、地上権その他開発行為の妨げとなる権利を記載すること。
- 2 共有の場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

様式第11号(第39条, 第43条, 第44条, 第49条関係)

検査試料採取調書

年 月 日

氏名(法人にあっては, 名称及びその代表者の氏名)

採取者

住所

別添土壤検査結果証明書(水質検査結果証明書)の検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の検査結果を証明する書面に記載された発効番号	
検体区分	土砂等(表土・搬入・定期・廃止・完了)  浸透水(定期・廃止・完了)
採取年月日	年 月 日
採取日の天候	
土砂等の採取の場合にあっては, 採取深度	

備考

試料採取は, 計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。

特定事業変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)  
届出者  
住所

年 月 日付け徳島県指令 第 号で許可を受けた事項  
について変更したので、徳島県生活環境保全条例第68条の規定により、次  
のとおり届け出ます。

変更した事 項の内容	変更後	変更前
変更の理由		
<p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 特定事業の許可を受けた者の氏名、住所を変更する場合にあっては、住民票の写し又は戸籍抄本(法人にあっては、登記事項証明書)</li><li>2 特定事業に使用される土砂等の量(土砂等の量を減少させるものに限る)を変更する場合にあっては、土砂等の量を計算した計算書</li></ol>		

土砂等搬入届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

届出者

住所

年 月 日付け徳島県指令 第 号で許可を受けた特定事業について土砂等を搬入したいので、徳島県生活環境保全条例第 69 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所の所在地	
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号	
土砂等の搬入予定量	当該採取場所からの搬入予定量 m <sup>3</sup> (うち今回の搬入量 m <sup>3</sup> )
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	
添付書類 1 土砂等に係る売渡若しくは譲渡証明書又は土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書 2 検査試料採取調書及び当該土砂等の検査結果を証明する書面(環境計量士が発効したものに限る。)ただし、徳島県生活環境保全条例(平成17年徳島県条例第24号)第69条に掲げる各号のいずれかに該当する場合にあつては、これら書面の添付を省略することができる。 3 条例第69条第2号に該当する土砂等である場合にあつては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証する書面 4 土砂等の発生場所の位置図及び搬入経路図(仮置きを行う場合は、その場所も記載する。)	



土砂等発生元証明書

年 月 日

徳島県知事 殿

責任者氏名（法人にあっては，名称及びその代表者の氏名）

発生元事業者

住所

土砂等の発生について，次のとおり証明します。

なお，これらの土砂等は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地		
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合には，建設工事等の概要	工事名	
	発注者	
	工事施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日
当該工事に係る土砂等発生量		$m^3$ (うち処分契約量 $m^3$ )
今回の証明に係る土砂等の量		$m^3$ (4,000 $m^3$ 以内)
発生土砂等の汚染状況についての検査結果証明書の有無		有 , 無
発生土砂等の区分		1 - (1) , 1 - (2) , 2
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所，氏名及び電話番号（法人にあっては，その名称，代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号）		
証明に係る土砂等の使用者の住所，氏名及び電話番号（法人にあっては，その名称，代表者又は主たる事務所の所在地及び電話番号）		

特定事業着手報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）  
報告者  
住所

土砂等の埋立等に着手したので、徳島県生活環境保全条例第70条の規定により、次のとおり報告します。

許可番号等	年 月 日 第 号
特定事業の施工期間	年 月 日～ 年 月 日
着手年月日	年 月 日
土砂等搬入届出書の提出年月日	年 月 日

備考

- 1 土砂等の埋立て等に着手した日から起算して10日以内に報告すること。
- 2 現場事務所及び特定事業場に設置する標識の写真を添付すること。

特定事業場状況報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

報告者

住所

徳島県生活環境保全条例第71条の規定により、特定事業場の状況を次のとおり報告します。

許可番号等	年 月 日	第 号
特定事業区域の面積(一時堆積事業である場合の実施済面積は、堆積されている面積とする。)	$m^2$ (うち実施済面積 $m^2$ )	
特定事業が一時堆積事業以外の場合にあっては、特定事業に使用された土砂等の量	$m^3$	
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び排出量	搬入量	$m^3$
	排出量	$m^3$
今回の報告に係る期間	年 月 日 ~	年 月 日

別紙

採取場所・工事 名等・搬入期間	搬入予定量 m <sup>3</sup>	前回累計量 m <sup>3</sup>	今回報告量 m <sup>3</sup>	累計量 m <sup>3</sup>	備考
合計					

様式第17号(第50条関係)

← 90cm以上 →	
土砂等の埋立て等に関する標識	
許可番号等	年 月 日 第 号
許可の期間	年 月 日～ 年 月 日
特定事業の目的	
特定事業場の所在地	
特定事業を行う者の 氏名又は名称、住所 及び電話番号並びに 法人にあっては、そ の代表者の氏名	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号
特定事業の施工を管 理する事務所の所在 地及び電話番号	所在地
	電話番号
特定事業の施工期間	着手年月日 年 月 日
	完了(予定)年月日 年 月 日
特定事業区域の面積	m <sup>2</sup> 特定事業場の見取図
特定事業に使用され る土砂等の採取場所 及び搬入予定量(一 時堆積事業にあって は、土砂等の搬入予 定量及び搬出予定量)	
施行を管理する責任 者の氏名	

様式第18号(第51条関係)

特定事業完了(廃止)届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

届出者

住所

特定事業を完了(廃止)したので、徳島県生活環境保全条例第74条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	年 月 日 第 号
完了(廃止) 年月日等	計画期間 年 月 日～ 年 月 日  完了(廃止)年月日 年 月 日
検査希望日	年 月 日
完了(廃止)した特定事業区域の構造	別添のとおり

備考

- 1 不要な部分を線で消すこと。
- 2 特定事業を完了した場合にあつては、完了した日から15日以内に、特定事業を廃止した場合にあつては、廃止した日から30日以内に届け出ること。

様式第19号(第51条関係)

特定事業休止(再開)届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

届出者

住所

特定事業を2月以上休止(再開)するので、徳島県生活環境保全条例第74条第1項(第6項)の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	年 月 日	第 号
休止(再開) 年月日等	計画期間 年 月 日～ 休止(再開)年月日 休止期間 年 月 日～	年 月 日 年 月 日 年 月 日
特定事業の休止の場合にあつては、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	別添図面のとおり	
特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、特定事業区域の面積のうち土砂等が堆積されている面積	m <sup>2</sup>	

備考

不要な部分を線で消すこと。

特定事業承継届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)  
届出者  
住所

徳島県生活環境保全条例第62条第1項の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第75条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	年 月 日 第 号
承継前の事業者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
承継の理由	
承継年月日	年 月 日
添付書類 1 地位の承継の事実を証する書面 2 地位の承継をした者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)	

備考

特定事業の許可を受けた者の地位の継承があつた日から30日以内に届け出ること。



## ○ 特定事業の許可申請に対する処分に係る審査基準

平成23年4月1日から適用

### 第1 趣旨

この審査基準は、徳島県行政手続条例（平成7年徳島県条例第48号）第5条の規定に基づき、申請により求められた徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号。以下「条例」という。）第62条に規定する特定事業の許可をするかどうかを、判断するために必要な事項を定めるものとする。

### 第2 一般基準

次の各号に適合し、特定事業が適正かつ確実に行われるものであること。また、生活環境の保全や周辺の住民の生活の安全に配慮されたものであると認められること。

#### I 事業計画の確実性・妥当性

##### 1 計画内容の具体性

特定事業に関する事業計画の内容が具体的であり、許可を受けた後、申請に係る特定事業を遅滞なく行うと認められること。

##### 2 特定事業の施工に対する同意

特定事業区域及び特定事業に供する施設に係る土地について、施工の妨げとなる権利を有する者全員の事業の施工に対する同意を得ているか又は得ることが確実であること。

##### 3 関係法令等の許認可等

特定事業の施工に当たり、関係する法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等を受けているか、又は受けることが確実であること。

##### 4 申請者の信用及び資力

- (1) 申請者が、事業の経歴、法人の登記事項証明書・定款等により特定事業ができると認められること。
- (2) 申請者が、残高証明、融資証明等により、特定事業に関する事業を行うのに必要な資金力を有していると認められること。
- (3) 資金の調達が自己資金、借入金以外の方法で行われる場合にあつては、用地費及び防災施設等土砂等の埋立て等を行うまでに必要な準備経費と同程度の金額について、資金の証明がなされていること。

##### 5 計画の期間

特定事業に関する事業計画が大規模であり、長期にわたるものについては、全体計画との関連を明らかにした上で、最長3年以内の許可申請であること。

#### II 周辺の生活環境の保全、住民の生活の安全への配慮

1 公共施設・店舗等不特定多数の住民が利用する施設や住宅等の近接地で特定事業を行う場合には、土砂等の埋立て等の施工及び運搬車両の通行に伴う生活環境への支障（騒音、振動、粉じん等）に配慮し、必要な措置が講じられていること。

2 特定事業場内で、休日・夜間等における事故を防止するための措置が必要に応じて講じられていること。

3 特定事業区域及び特定事業に供する施設が、他人の土地との境界に接する場合には、必要に応じて隣接地及びその境界を保全するための措置が講じられていること。

### 第3 条例第65条関係

次の各号に全て適合していると認められること。

#### I 条例第65条第1項（特定事業）

- 1 特定事業を施工する事務所が設置されること。  
ただし、特定事業場内又は同一市町村内（平成15年度末における市町村の単位）に既に設置されている事務所が施工を管理する事務所として利用される場合は、この限りでない。
- 2 特定事業区域内の表土が土壌基準（別記1）に適合する土砂等であること。  
ただし、表土について土壌検査をする必要がないと知事が認める場合（別記2）はこの限りでない。
- 3 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして定める第4「構造上の基準」に適合するものであること。  
ただし、別記3に掲げる行為については構造上の基準を適用しない。
- 4 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。
- 5 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。  
ただし、別記3に掲げる行為については構造上の基準を適用しない。
- 6 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 条例第60条第2項若しくは第3項又は条例第76条第2項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者・・・①
  - (2) 条例第76条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る徳島県行政手続条例第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。⑬において同じ。）であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）。  
ただし、申請者が条例第76条第1項第7号の規定に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。・・・②
  - (3) 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として次に掲げる者
    - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者・・・③
    - ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者・・・④
    - ハ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者・・・⑤
    - ニ 土砂等の埋立て等を行うに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定（投棄禁止）に違反し、同法の許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者・・・⑥

- ホ 第61条第2項又は第77条第1項若しくは第2項の規定により命令を受け、必要な措置完了していない者・・・⑦
  - ヘ 第76条第1項の規定により特定事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者・・・⑧
  - ト 土砂等の埋立て等に関係する法令等の規定に基づく行政庁の命令に違反している者（ただし、①、⑦及び⑧を除く。）・・・⑨
  - チ 土砂等の埋立て等に関係する法令等に係る違反を繰り返す、行政庁の行政指導が累積しており、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる状態のまま放置している者・・・⑩
  - リ その他特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる①から⑩と同程度以上の理由がある者・・・⑪
  - ヌ 未成年者である場合においては、その法定代理人が①から⑩までのいずれかに該当する者・・・⑫
  - ル 法人である場合においては、その役員又は使用人のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のあるもの・・・⑬
  - ロ 個人である場合においては、使用人のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のあるもの・・・⑭
  - ワ 申請者を除く次に掲げる者のうちに①から⑩までのいずれかに該当する者のあるもの
    - a 申請者と会社法（平成17年法律第86号）上の親会社又は子会社の関係にある法人
    - b 申請者（法人にあってはその代表者）が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体であると認められる場合に限る。）
    - c 申請者（法人にあってはその代表者）の配偶者若しくは二親等内の親族又はこれらの者が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体であると認められる場合に限る。）
- 注1 ⑥は、平成17年10月1日以降に行われた許可の取り消しについて適用し、⑨又は⑩は、特定事業の許可申請時の状態が⑨又は⑩の状態にある場合に適用する。
- 注2 ⑬及び⑭の使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
- a 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
  - b aに掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

## II 条例第65条第2項（一時堆積事業）

- 1 特定事業を施工する事務所が設置されること。  
ただし、特定事業場内又は同一市町村内（平成15年度末における市町村の単位）に既に設置されている事務所が施工を管理する事務所として利用される場合は、この限りでない。
- 2 特定事業区域内の表土が土壌基準（別記1）に適合する土砂等であること（特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造が当該特定事業による土壌の汚染を防止するものであること）。  
ただし、表土について土壌検査をする必要がないと知事が認める場合（別記2）はこの限りでない。
- 3 特定事業場の構造が、当該特定事業区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして定める第4「構造上の基準」に適合するものであること。ただし、別記3に掲げる行為については構造上の基準を適用しない。
- 4 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。
- 5 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。
- 6 申請者が第3のIの6の（1）から（3）までのいずれにも該当しないこと。

#### 第4 構造上の基準（規則第40条 別表第8）

特定事業場の構造は、次の各号に適合するものであり、別に定める技術基準に準拠したものであること。

##### I 特定事業

- 1 特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層又は軟弱地盤のある層があるときは、その地盤にすべり又は沈下が生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜している土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講じられていること。
- 3 土砂等の埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。）の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）及びのり面の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		土砂等の埋立て等の高さ		のり面の勾配
1 砂，礫，砂礫，礫質土，通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土，第2種建設発生土及び第3種建設発生土	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	(2) その他	5メートル以下		垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
2 その他		安全計算を行い，安全が確保される高さ		安全計算を行い，安全が確保される勾配

- 4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 5 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設が設置されていること。
- 6 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する

措置が講じられていること。

- 8 特定事業区域（のり面を除く。）は，利用目的が明確である部分を除き，芝張り，植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

## II 一時堆積事業

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に，次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等のたい積の高さが3メートル以下であること。
- 3 土砂等のたい積ののり面の勾配は，垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

## 別記 1

## 土壌基準（別表第5（第35条、第39条、第44条、第48条関係））

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考1に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
有機燐 <sup>りん</sup>	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素 <sup>び</sup>	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下「地下水基準告示」という。）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
弗素 <sup>ふっ</sup>	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注（2）第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

## 備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌基準告示」という。）」付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐<sup>りん</sup>」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

## 別記2

### 表土について土壌検査をする必要がない場合

- 1 採石法に基づく認可を受けた採取計画に従って採取を行った採石跡地で土砂等の埋立て等を行う場合で、地盤が岩盤である場合の表土の土壌検査
- 2 砂利採取法に基づく認可を受けた採取計画に従って採取を行った採取跡地である場合の表土の土壌検査
- 3 特定事業区域の表土がコンクリート等で被覆されている場合の表土の土壌検査
- 4 その他知事が表土について土壌検査をする必要がないと認めた場合

## 別記3

### 構造上の基準に係る適用除外（別表第7（第39条、第41条関係））

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定に基づき許可を要する行為
- 2 土地改良法の規定に基づく土地改良事業
- 3 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による許可を要する行為
- 4 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可を要する行為
- 5 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項及び第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可を要する行為
- 6 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可を要する行為
- 7 土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による許可を要する行為
- 8 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可を要する行為
- 9 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 10 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可を要する行為
- 11 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を要する行為
- 12 河川法（昭和39年法律第167号）第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第55条第1項及び第57条第1項の規定による許可を要する行為
- 13 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可並びに同法第59条第4項の規定による認可を要する行為
- 14 都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による許可を要する行為
- 15 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可を要する行為
- 16 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第5条第1項の規定による許可を要する行為

## ○ 技術的基準

### 第1 目的

この基準は、徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号。以下「条例」という。）第65条第1項第3号に規定する特定事業の構造上の基準に用いる計算の方法、数値その他の必要な事項について定めるものとする。

### 第2 関係指針等

この基準に示されていない事項については、一般的に認められている他の技術的指針等を参考にすものとする。

### 第3 技術的基準

（太枠内は構造上の基準）

#### 1 軟弱地盤等における措置

特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層又は軟弱地盤のある層があるときは、その地盤にすべり又は沈下が生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。

特定事業区域が、軟弱地盤の分布が予想される箇所となる場合、あるいは、特定事業に伴う事前の調査ボーリングの結果から地層に粘土等の存在が明らかになった場合には、標準貫入試験、スウェーデン式サウンディング試験、コーン貫入試験等の調査を行って、軟弱地盤であるかどうかの判定をする。その結果、軟弱地盤と判定された場合には、さらに沈下量、沈下時間、安定性等について検討を行い、適切な対策を行うものとする。

#### ○ 軟弱地盤の判定の目安（改訂版 宅地防災マニュアルの解説〔Ⅱ〕）

地表面下10mまでの地盤に次のような土層の存在が認められる場合とする。

- ① 有機質土・高有機質土
- ② 粘性土で、標準貫入試験で得られるN値が2以下、スウェーデン式サウンディング試験において100kg以下の荷重で自沈するもの、またはオランダ式2重管コーン貫入試験におけるコーン指数（qc）が4kgf/cm<sup>2</sup>以下のもの
- ③ 砂質土で、標準貫入試験で得られるN値が10以下、スウェーデン式サウンディング試験における半回転数（N<sub>sw</sub>）が50以下のもの、又はオランダ式2重管コーン貫入試験におけるコーン指数（qc）が40kgf/cm<sup>2</sup>以下のもの



## 2 傾斜地盤における措置

著しく傾斜している土地において特定事業を施工する場合には、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講じられていること。

傾斜地盤上の盛土，谷間を埋める盛土では地山からの湧水が盛土内へ浸透し，盛土のり面を不安定にすることが多い。このような場合は，盛土内へ地下水が浸透しないように地下排水溝（5-（6）-②参照）を配置し，かつ，盛土内の水圧を減少させるために盛土に排水層（5-（5）参照）を設けるものとする。

段切りその他の措置は，埋立て等を行う前の地盤と埋立て等に用いられた土砂等との接する面ですべりが生ずるおそれがある場合に講ずるものとする。

なお，段切りの最小幅は1m，最小高さは0.5mとする。

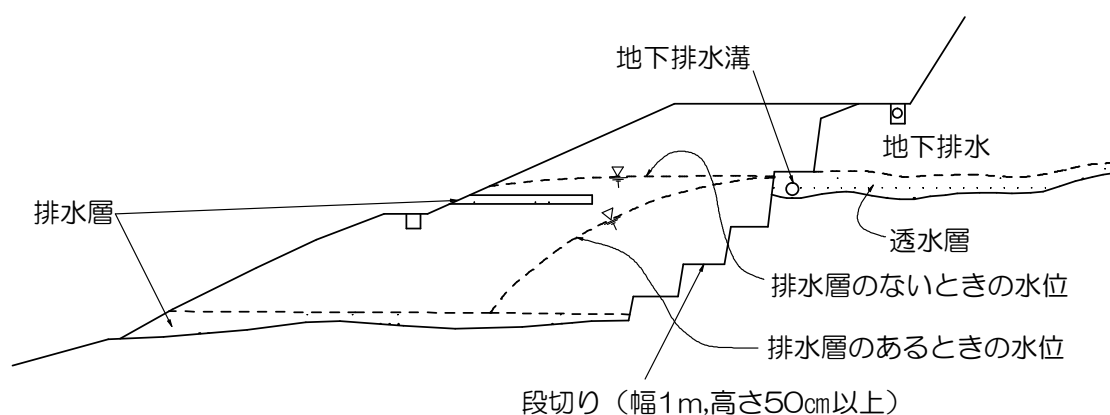


図1 傾斜地盤上の盛土の地下排水工，排水層及び段切りの設置例  
(道路土工 のり面工・斜面安定工指針)

### 3 埋立て等の構造

土砂等の埋立て等の高さ（特定事業により生じたのり面（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。）の上端と下端の垂直距離をいう。以下同じ。）及びのり面の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の土砂等の埋立て等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		土砂等の埋立て等の高さ		のり面の勾配
1 砂，礫，砂礫，礫質土，通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準じるもの	1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第一種建設発生土，第二種建設発生土及び第三種建設発生土	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	2) その他	その他	10m以下	垂直距離1mに対する水平距離が1.8m（土砂等の埋立て等の高さが5m以下の場合にあつては，1.5m以上）の勾配
2. その他		安全計算を行い，安全が確保される高さ		安全計算を行い，安全が確保される勾配

#### (1) 埋立て等の高さが10m以下の場合

埋立て等の構造は、安定計算を行い高さ及びのり面の勾配を決定する場合を除いて、下図に示す構造に準じるものとする。

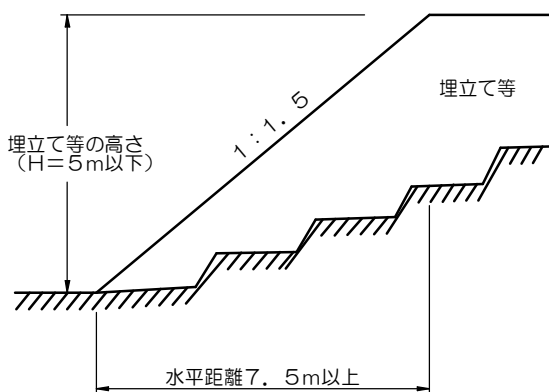


図2 埋立て等の高さ5m以下の場合

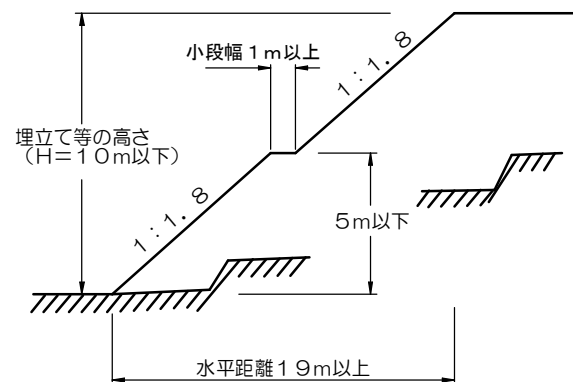


図3 埋立て等の高さ10m以下の場合

(2) 埋立て等の高さが10m以上の場合

埋立て等の高さが10m以上の場合には、以下に示す検討フローに基づき安定計算を行い安全性を検証するものとする。

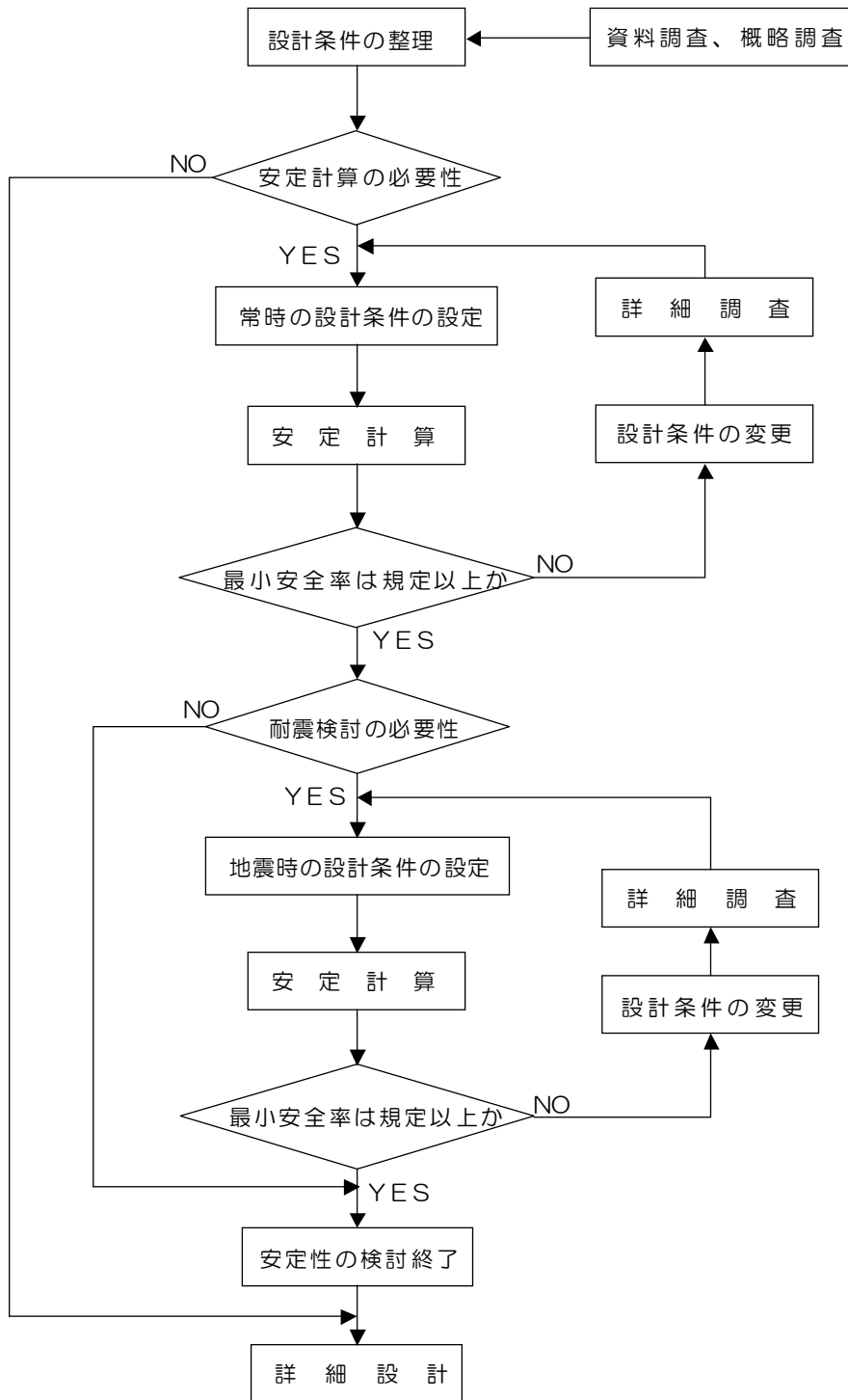


図4 のり面の安定検討フロー

盛土の安定計算式は、一般的に用いられ、容易に計算できる簡便式（スウェーデン式）によることを標準とするが、他の安定計算式に比べて安全率の差異が大きくなるときは、土質定数等を十分吟味して、より解析精度の高い手法を採用するものとする。また、円弧すべり面法に

において は有効応力法（式1）又は全応力法（式2）のどちらかを選択する。

○ 有効応力法

$$F_s = \frac{\sum \{C' \cdot l + (W \cos \alpha - U \cdot l) \tan \phi'\}}{\sum W \sin \alpha} \dots\dots (式1)$$

○ 全応力法

$$F_s = \frac{\sum (C \cdot l + W \cos \alpha \cdot \tan \phi)}{\sum W \sin \alpha} \dots\dots (式2)$$

$F_s$  : 安全率

$W$  : 各分割片の単位長さ重量 (tf/m)

$U$  : 各分割片のすべり面上に働く間げき水圧 (tf/m<sup>2</sup>)

$\alpha$  : 各分割片のすべり面の中点とすべり面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線鉛直線となす角度 (°)

$l$  : 各分割片のすべり面の長さ (m)

$\phi$  : 盛土の内部摩擦角 (°)

$\phi'$  : 有効応力に関する盛土の内部摩擦角 (°)

$C$  : 盛土の粘着力 (tf/m<sup>2</sup>)

$C'$  : 有効応力に関する盛土の粘着力 (tf/m<sup>2</sup>)

が

本計算法は、図5に示すような円弧すべり面法を用いている。この方法は、すべり面上の土塊を適当な幅に分割し、分割片のせん断力と抵抗力をそれぞれ累計して、その比率によって安全率を求めるものである。

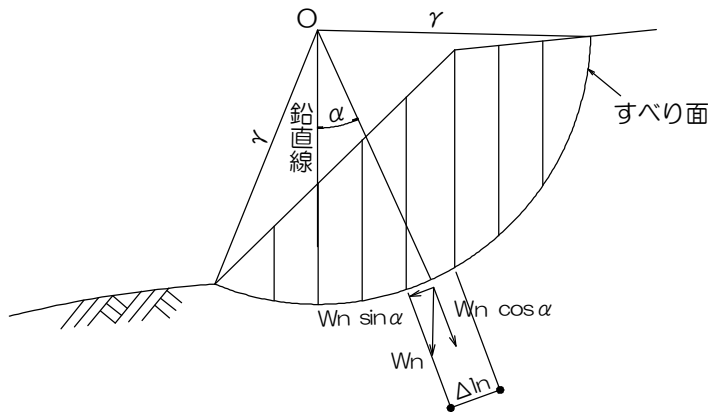


図5 円弧すべり面法における各分割片に働く力

盛土のり面の安定検討は、円弧すべり面法によるのが一般的であるが、これは盛土のり面のすべり面形状が一般に円弧で近似できることによるものである。

勾配の緩い谷地形（凹地形）に腹付け盛土する場合などで、すべり面の形状が非円弧となる場合は、実状に応じた適切なすべり面を設定する。

有効応力法と全応力法の使い分けとしては、施工後、長期間経過した盛土の安定は、有効応力法によって計算し、細粒土で急速に盛土する場合、施工中及び施工直後の安定性などについては全応力法によって検討するのが一般的である。（改訂版 宅地防災マニュアルの解説 [I]）

(3) 安定計算の諸元

安定計算の諸元に用いる土砂の単位体積重量、粘着力および内部摩擦角は、次表の数値による。

単位体積重量 (kN/m <sup>3</sup> )	粘着力 (kN/m <sup>2</sup> )	内部摩擦角 (度)
--------------------------------	-----------------------------	--------------

17.6	9.8	25
------	-----	----

表1 安定計算の諸元

## 4 擁壁

擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

### 4-1 擁壁の構造

擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は関知石練積み造その他の練積み造のものとしなければならない。（宅地造成等規制法施行令第6条）

#### (1) 擁壁の種類

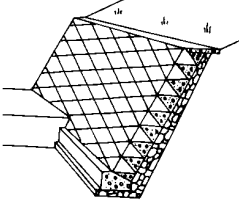
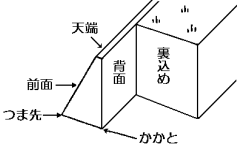
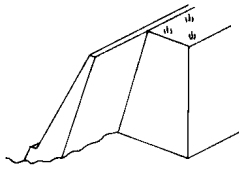
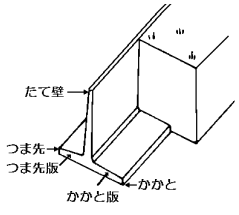
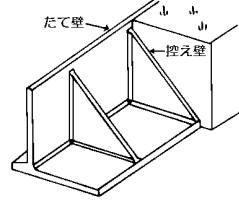
種類	形状	一般的な適用高さ	特徴	採用上の留意点
ブロック積（石積）擁壁		<ul style="list-style-type: none"> <li>7m以下（直高により勾配や裏込厚などが変わる）</li> <li>大型ブロック積の場合は15m程度まで可能なものもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>のり面下部の小規模な崩壊の防止。のり面の保護に用いる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>背面の地山が締まっている場合や背面土が良好であるなど土圧が小さい場合に用いる。</li> <li>構造として比較的耐震性に劣る。</li> </ul>
重力式擁壁		5m程度以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>自重によって水平荷重を支持し、躯体断面には引張応力が生じないような断面とすることを原則とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>底版反力が大きいと支持地盤が良好な箇所に用いる。</li> <li>杭基礎となる場合は適していない。</li> </ul>
もたれ式擁壁		<ul style="list-style-type: none"> <li>10m以下が多い。</li> <li>15m程度まで用いられた例がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地山あるいは裏込め土などに支えられながら自重によって土圧に抵抗する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支持地盤が岩盤などの堅固なものが望ましい。</li> </ul>
片持ちり式擁壁（逆T型、L型、逆L型）		3~10m程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>水平荷重に対し、たて壁が片持ちりとして抵抗する。</li> <li>かかと版上の土の重量を擁壁の安定に利用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>杭基礎が必要な場合にも用いられる。</li> <li>プレキャスト製品も多くある。</li> </ul>
控え壁式擁壁		10m程度以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>たて壁および底版は控え壁で支持されるものと考えられるため、片持ちり式擁壁に比べ、高さが高くなる場合に有利である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>躯体の施工および背面土の施工が難しい。</li> <li>杭基礎が必要な場合にも用いられる。</li> </ul>

表2 構造形式選定上の目安(1) (道路土工 擁壁工指針)

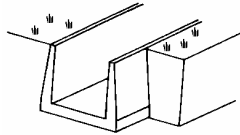
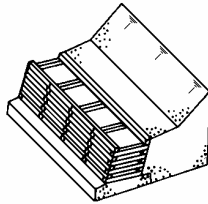
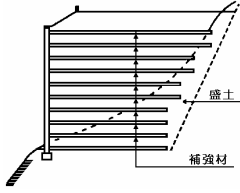
種類	形状	一般的な適用高さ	特徴	採用上の留意点
U型擁壁		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>側壁と底版が一体となっており、掘割道路などに用いられる。</li> <li>側壁間にストラットを設ける場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水位以下に適用する 경우가多く、水圧の影響を考慮したり浮上がりに対する安定を検討する必要がある。</li> </ul>
井げた組擁壁		・15m程度以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレキャストコンクリートなどの部材を井げた状に組み中詰め材を充填するもので、透水性に優れる。</li> <li>部材および中詰め材の重量により水平荷重に抵抗する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>もたれ式擁壁に準じた設計を行う。</li> </ul>
補強土擁壁		・3m~18m程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>補強材と土の摩擦やアンカープレートの支圧によって土を補強して壁体を形成するもので、さまざまな工法がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補強効果を発揮するためにある程度の変形が生じる。</li> <li>比較的軟弱な地盤においても直接基礎とすることができるが全体安定などに対し十分な検討が必要である。</li> </ul>
その他の擁壁	地形・地質・土質、施工条件、周辺環境その他、各種の制約条件などに応じて適宜採用される。			

表2 構造形式選定上の目安(2) (道路土工 擁壁工指針)

(2) 擁壁に設ける水抜き

擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積3m<sup>2</sup>以内ごとに少なくとも1個の内径φ75mm以上の陶管その他これに類する耐水材料を用いた水抜き孔を設け、擁壁の裏面で水抜き孔の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層を設けなければならない。

4-2 鉄筋コンクリート造等の擁壁の安定

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号に該当することを確認したものでなければならない。

- (1) 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- (3) 土圧等によって擁壁の基礎がすべらないこと。
- (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

（宅地造成等規制法施行令第7条）

(1) 破壊に対する検討について  
土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめる。

土圧の算定に用いる単位体積重量は、土質に応じて表3に示す単位体積重量を用いるものとする。また、背面土の勾配90°以下、余盛等の勾配及び高さをそれぞれ30°以下及び1m以下とし、かつ擁壁の上端に続く地盤面に積載荷重がない場合においては、表3に示す土圧係数を用いて計算された数値を用いてよい。

土質	単位体積重量 (KN/m <sup>3</sup> )	土圧係数
砂利又は砂	18	0.35
砂質土	17	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	16	0.50

表3 単位体積重量及び土圧係数（宅地造成等規制法施行令第7条別表第二）

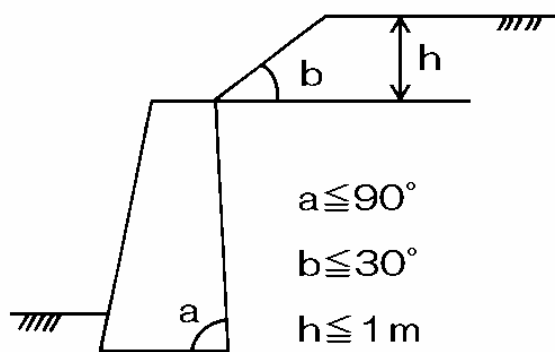


図6 宅地造成等規制法施行令第7条別表第二の土圧係数の考え方

（改訂版 宅地防災マニュアルの解説 [ I ]）

ただし、上記条件を満足しない場合における土圧係数は、「試行くさび法」により算出することを原則とする。

(2) 転倒に対する検討について

擁壁には躯体自重の他に、土圧等のさまざまな力が作用するが、これらの力の合力の作用点が擁壁の底版外に存在する場合には、擁壁が転倒するように変形する。

このため、擁壁の転倒に対する安全率を次式により算出し、安全率が1.5以上となることを確認する。

$$F_s = M_r / M_o$$

- $F_s$  : 転倒安全率 ( $F_s=1.5$ 以上)
- $M_r$  : 転倒に抵抗しようとするモーメント (kN)
- $M_o$  : 転倒させようとするモーメント (kN)

(3) 滑動に対する検討について

擁壁には、擁壁を底版下面に沿って滑らせようとする滑動力と、これに対して基礎地盤の間に生じる滑動抵抗力が作用する。滑動抵抗力が不足すると擁壁は前方に押し出されるように滑動する。滑動力は、主として土圧、地震時慣性力等の外力の水平成分からなり、滑動抵抗力は、主として底版下面と基礎地盤の間に生じるせん断抵抗力からなる。

滑動に対する安全率 $F_s$ を次式により算出し、安全率が1.5以上となることを確認する。



$$F_s = \frac{\text{滑動に対する抵抗力}}{\text{滑動力}} = \frac{R_v \cdot \mu + C_B \cdot B}{R_H}$$

- $F_s$  : 滑動安全率 ( $F_s=1.5$ 以上)  
 $R_v$  : 底版下面における全鉛直荷重 (kN/m)  
 $R_H$  : 底版下面における全水平荷重 (kN/m)  
 $\mu$  : 擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数 (表4参照)  
 $C_B$  : 擁壁底版と基礎地盤の間の粘着力 (kN/m)  
 $B$  : 擁壁の底版幅 (m)

土 質	摩擦係数
岩, 岩屑, 砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト, 粘土又はそれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

表4 摩擦係数 (宅地造成等規制法施行令第7条別表第三)

(4) 支持に対する検討について

擁壁に作用する鉛直力は基礎地盤によって支持されるが、基礎地盤の支持力が不足すると底版

のつま先又はかかとが基礎地盤にめり込むような変状を起こすおそれがある。

このため、土圧等によって擁壁の地盤に生じる応力度が当該地盤の長期許容応力度を超えないことを確認する。

また、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生じる応力が基礎杭の容

許容支持力を超えないことを確認する。

○ 地盤反力度の算出

地盤反力度は次式により算出する。

① 合力作用点が底版中央の底版幅1/3の中にある場合

$$q_1 = \frac{R_v}{B} \cdot \left( 1 + \frac{6 \cdot e}{B} \right)$$

$$q_2 = \frac{R_v}{B} \cdot \left( 1 - \frac{6 \cdot e}{B} \right)$$

$q_1$  : 擁壁の底面前部で生じる地盤反力度 (kN/m<sup>2</sup>)

$q_2$  : 擁壁の底面後部で生じる地盤反力度 (kN/m<sup>2</sup>)

$R_v$  : 底版下面における全鉛直荷重 (kN)

$e$  : 偏心距離 (m)

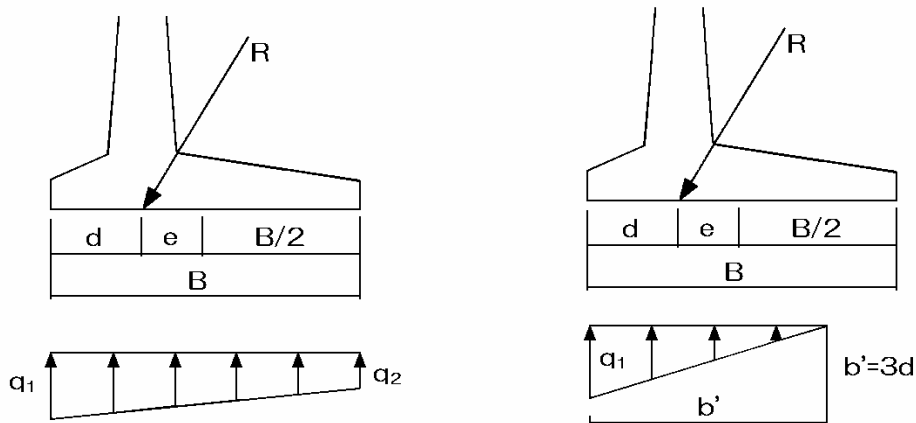
$B$  : 擁壁の底版幅 (m)

② 合力作用点が底版中央の底版幅2/3の中にある場合 (かつ底版中央の底版幅1/3の外にある場合)

$$q_1 = \frac{2R_v}{3d}$$

③ 合力作用点が底版中にあり、かつ底版中央の底版幅2/3の外にある場合

$$q_1 = \frac{4R_v}{B}$$



(1)  $e \leq B/6$ の場合

(2)  $e > B/6$ の場合

図7 擁壁底面の地盤反力分布

○ 地盤支持力に対する検討

地盤支持力の検討は、算出した地盤反力度 $q_1$ 及び $q_2$ が次式を満足することを確認する。

$$\left. \begin{matrix} q_1 \\ q_2 \end{matrix} \right\} \leq q_a$$

- $q_1$  : 擁壁の底面前部で生じる地盤反力度 (kN/m<sup>2</sup>)
- $q_2$  : 擁壁の底面後部で生じる地盤反力度 (kN/m<sup>2</sup>)
- $q_a$  : 地盤の許容支持力度 (kN/m<sup>2</sup>) (表5に準じる)

地 盤	長期応力に対する 許容応力度kN/m <sup>3</sup>	短期応力に対する 許容応力度kN/m <sup>3</sup>
岩盤	1000	長期応力に対する許容 応力度のそれぞれ の数値の2倍とする。
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤	50	
硬い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
硬いローム層	100	
ローム層	50	

表5 地盤の許容応力度 (建築基準法施行令第93条より抜粋)

4-3 練積み造の擁壁の構造

関知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さが、土質に応じ表6に定める基準に適合し、

かつ、擁壁上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が表6上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは40cm以上、その他のものであるときは70cm以上であること。

(2) 石材その他の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。

(3) (1)及び(2)によっても、はらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

(4) 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れ深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、表6上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの15/100（その値が35cmに満たないときは、35cm）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの20/100（その値が45cmに満たないときは、45cm）以上とし、かつ、擁壁には一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（宅地造成等規制法施行令第8条）

(1) 擁壁下端の厚さについて

土質条件に応じて表6に示す値以上とする。

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩層、砂利又は砂利混じり砂	70度を超え75度以下	2m以下	40 cm以上
			2mを超え3m以下	50 cm以上
		65度を超え70度以下	2m以下	40 cm以上
			2mを超え3m以下	45 cm以上
		65度以下	3mを超え4m以下	50 cm以上
			3m以下	40 cm以上
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	70度を超え75度以下	2m以下	50 cm以上
			2mを超え3m以下	70 cm以上
		65度を超え70度以下	2m以下	45 cm以上
			2mを超え3m以下	60 cm以上
		65度以下	3mを超え4m以下	75 cm以上
			2m以下	40 cm以上
第三種	その他	70度を超え75度以下	2m以下	85 cm以上
			2mを超え3m以下	90 cm以上
		65度を超え70度以下	2m以下	75 cm以上
			2mを超え3m以下	85 cm以上
		65度以下	3mを超え4m以下	105 cm以上
			2m以下	70 cm以上
	2mを超え3m以下	80 cm以上		
	3mを超え4m以下	95 cm以上		
	4mを超え5m以下	120 cm以上		

表6 練積み造の擁壁の構造（宅地造成等規制法施行令第8条別表4）

(2) 練積み造の擁壁の標準的な構造

がけの土質 擁壁の勾配	第1種 岩、岩層、砂利又は砂利混り砂	第2種 真砂土、関東ローム硬質粘土その他これらに類するもの	第3種 その他の土質
70°を超え75°以下 約3分	<p>h : 擁壁の地上高さ</p>		
65°を超え70°以下 約4分	<p>根入れは上欄と同じ</p>	<p>根入れは上欄と同じ</p>	<p>根入れは上欄と同じ</p>
65°以下 約5分	<p>根入れは上欄と同じ</p>	<p>根入れは上欄と同じ</p>	<p>根入れは上欄と同じ</p>

表7 練積み造の擁壁の構造（改訂版 宅地防災マニュアルの解説 [ I ]）

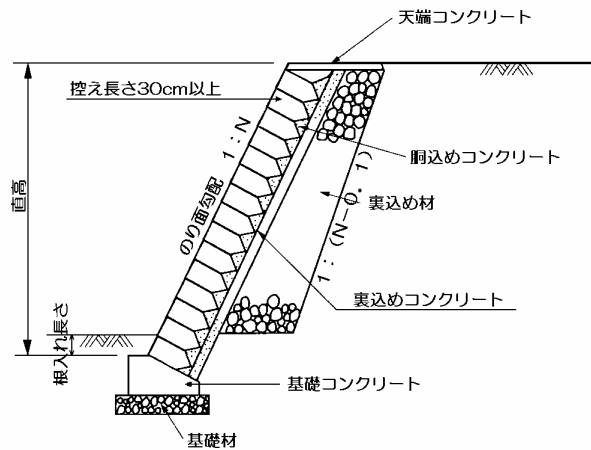


図8 練積み造の擁壁の標準図（道路土工 擁壁工指針）

#### 4-4 擁壁の構造細目（建築基準法施行令の準用）

擁壁については、建築基準法施行令第36条の2から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

##### (1) 鉄筋の継手及び定着

- ① 鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げてコンクリートから抜け出さないように定着しなければならない。
- ② 主筋の継手の重ね長さは、継手を構造部材における引張力の最も小さい部分に設ける場合にあっては、主筋等の径（径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては細い主筋等の径）の25倍以上とし、継手を引張り力の最も小さい部分以外に設ける場合にあっては、主筋等の径の40倍以上としなければならない。

##### (2) 鉄筋のかぶり厚さ

鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、表8に示す値以上としなければならない。

項目	かぶり厚さ
直接土に接する壁、柱、床もしくははり又は布基礎の立ち上がり部分	4 cm以上
基礎（布基礎の立ち上がり部分を除く）にあっては捨てコンクリートの部分を除く	6 cm以上

表8 鉄筋のかぶり厚さ  
（建築基準法施行令第73条、第79条）

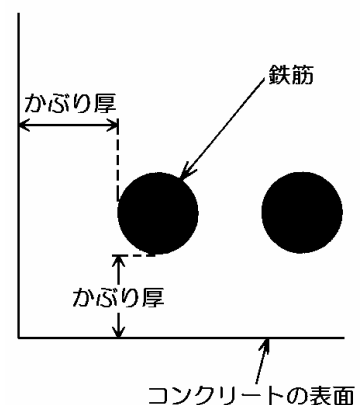


図9 鉄筋のかぶり厚さ



## 5 排水施設

土砂等の埋立て等の高さが5 m以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5 mごとに幅1 m以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水溝の施設が設置されていること。

### (1) 排水施設の設置の検討

特定事業区域内の一般に次に掲げる箇所においては、排水施設の設置を検討するものとする。

- ① 土砂等の埋立て等ののり面（擁壁で覆われたものを含む。）の下端
- ② のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等処理するために必要な箇所
- ③ 道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部
- ④ 湧水又は湧水のおそれのある箇所
- ⑤ 土砂等の埋立て等が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所
- ⑥ 排水施設が集中した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- ⑦ その他、地表水等を速やかに排除する必要のある箇所

### (2) 排水施設の規模

排水施設の規模は、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除できるよう決定する。

### (3) 雨水流出量の算定

雨水流出量は、次の合理式（ラショナル式）により算出する。

$$Q=1/3.6 \cdot f \cdot r \cdot A$$

- Q : 雨水流出量 (m<sup>3</sup>/sec)  
f : 流出係数 (表9参照)  
r : 降雨強度 (mm/hr)  
A : 流域面積 (km<sup>2</sup>)

なお、傾斜地盤上の盛土で土砂の崩壊、流出等により著しい被害のおそれがある区域では、次式により算定する。

$$Q=Q' / (1 - \alpha)$$

$$Q' = 1 / 3.6 \cdot f \cdot r \cdot A$$

- Q : 雨水流出量 (m<sup>3</sup>/sec)  
 $\alpha$  : 土砂混入率 (通常10%)  
Q' : 雨水流出量 (m<sup>3</sup>/sec)  
f : 流出係数 (表9参照)  
r : 降雨強度 (mm/hr) (降雨確率 1/10)  
A : 流域面積 (km<sup>2</sup>)

○ 流出係数

流出係数（f）は、表9に示す値のほか、土地利用の目的等に応じ適切な値を用いる。

地 目	流出係数：f
密集市街地	0.9
一般市街地	0.8
畑・原野	0.6
水田	0.7
山地	0.7

表9 流出係数（建設省河川砂防技術基準(案)同解説 計画編）

なお、流域内における地目が異なる場合には、次式に示す加重平均により流出係数を算出する。

$$f = \frac{\sum f_i \cdot A_i}{\sum A}$$

f : 流出係数

f<sub>i</sub> : 対象地目の流出係数

A<sub>i</sub> : 対象地目の流域面積

○ 降雨強度

降雨強度は、表12に示す降雨強度式を用いて算出するものとする。なお、降雨強度算定における確率年は 1 / 10年確率とする。

① 洪水到達時間

洪水到達時間は、「雨水が流域から対象地点に至る時間」と「対象地点の洪水流下時間」の和として算出する。但し、10ha未満の場合について計算によらない時は、到達時間を10分として算出してよい。

$$t = t_0 / 60 + t_1$$

t : 洪水到達時間(min)

t<sub>0</sub> : 洪水流下時間(min)

t<sub>1</sub> : 洪水流入時間(min)

② 洪水流入時間

洪水流入時間は、下表によるものとする。

項 目	T <sub>1</sub> (min)
山地地域	30
特に急傾斜斜面	20

表10 洪水流入時間（建設省河川砂防技術基準(案)同解説計画編）

③ 洪水流下時間

洪水流下時間は、クラヘン式により算出するものとする。



$$T_o = L / W$$

- $T_o$  : 洪水流下時間(min)  
 $L$  : 流路長(m)  
 $W$  : 洪水流出速度(m/sec)  
 $H$  : 流路高低差(m)

H/L	1/100 以上	~ 1/200	1/200 以下
W(m/s)	3.50	3.00	2.10

表11 洪水流下速度（建設省河川砂防技術基準(案)同解説 調査編）

(4) 流速及び計画流出量

水路及び暗渠等の排水施設の設計に当たっての流速及び計画流出量の算定は次によるものとする。

- 排水路勾配の決定に当たっては、排水路の摩耗や土砂堆積が生じないように配慮する。一般に、流速は0.8 m/sec ~ 3.0 m/sec が用いられている。
- 流下断面はマンニングの式またはクッターの式のいずれかを用いて算出するのが一般的である。断面は8割水深とする。
- マンニング式

$$Q = A \times V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2} \times A$$

- $Q$  : 計画流出量 (m<sup>3</sup>/sec)       $I$  : 排水路勾配  
 $n$  : 粗度係数 (表12による)       $V$  : 流速 (m/sec)  
 $A$  : 断面積 (m<sup>2</sup>) ( $A=B \times H$ )  
 $R$  : 径深 (m) ( $R=A/S$ )  
 $S$  : 潤辺長 (m) ( $S=2H+B$ )

管 種	粗度係数
陶 管	0.013
鉄筋コンクリート管渠などの工場製品	0.013
現場打ち鉄筋コンクリート管渠	0.013
硬質塩化ビニール管	0.010
強化プラスチック複合管	0.010

表12 粗度係数（マンニング式，クッター式共通）

- 土砂の混入した場合の算定は、ワング（Wang）の式によるものとする。

$$Q = A \times V'$$

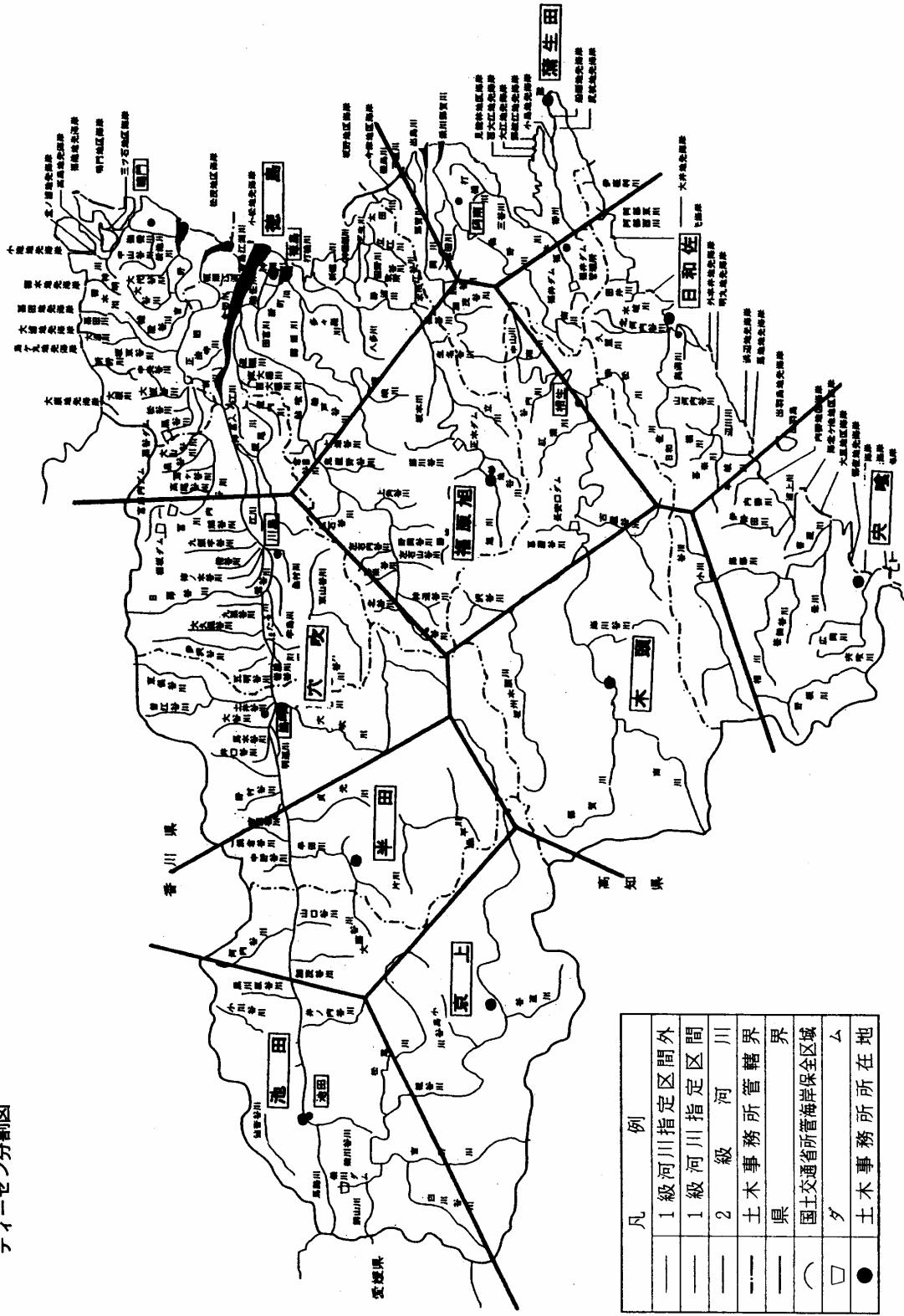
$$V' = V \times \frac{\gamma_0}{\gamma_0 + \alpha (\gamma - \gamma_0)}$$

- $V'$  : 土砂を含んだときの流速(m/sec)  
 $V$  : 清水のときの流速(m/sec)  
 $\gamma_0$  : 水の比重  
 $\alpha$  : 土砂の混入率(0.1)

確率年	池田	穴吹	徳島	半田	京上
1/2	$I = \frac{737.5}{t^{2/3} + 7.408}$	$I = \frac{300.9}{t^{1/2} + 1.928}$	$I = \frac{993.3}{t^{2/3} + 8.616}$	$I = \frac{287.7}{t^{1/2} + 1.665}$	$I = \frac{425.7}{t^{1/2} + 2.681}$
1/3	$I = \frac{909.7}{t^{2/3} + 7.911}$	$I = \frac{386.1}{t^{1/2} + 2.609}$	$I = \frac{1,154.6}{t^{2/3} + 8.653}$	$I = \frac{364.3}{t^{1/2} + 2.219}$	$I = \frac{499.9}{t^{1/2} + 2.852}$
1/5	$I = \frac{1,109.9}{t^{2/3} + 8.518}$	$I = \frac{483.9}{t^{1/2} + 3.218}$	$I = \frac{1,330.9}{t^{2/3} + 8.674}$	$I = \frac{451.2}{t^{1/2} + 2.722}$	$I = \frac{582.1}{t^{1/2} + 3.049}$
1/10	$I = \frac{1,372.6}{t^{2/3} + 9.297}$	$I = \frac{610.0}{t^{1/2} + 3.830}$	$I = \frac{1,548.1}{t^{2/3} + 8.682}$	$I = \frac{562.4}{t^{1/2} + 3.241}$	$I = \frac{685.0}{t^{1/2} + 3.291}$
1/20	$I = \frac{1,635.7}{t^{2/3} + 10.039}$	$I = \frac{733.9}{t^{1/2} + 4.307}$	$I = \frac{1,752.8}{t^{2/3} + 8.679}$	$I = \frac{670.6}{t^{1/2} + 3.652}$	$I = \frac{783.2}{t^{1/2} + 3.510}$
1/30	$I = \frac{1,791.9}{t^{2/3} + 10.460}$	$I = \frac{806.4}{t^{1/2} + 4.546}$	$I = \frac{1,869.4}{t^{2/3} + 8.675}$	$I = \frac{733.6}{t^{1/2} + 3.860}$	$I = \frac{839.7}{t^{1/2} + 3.630}$
1/50	$I = \frac{1,992.3}{t^{2/3} + 10.979}$	$I = \frac{898.3}{t^{1/2} + 4.816}$	$I = \frac{2,014.0}{t^{2/3} + 8.667}$	$I = \frac{813.0}{t^{1/2} + 4.095}$	$I = \frac{910.2}{t^{1/2} + 3.773}$
1/80	$I = \frac{2,180.8}{t^{2/3} + 11.449}$	$I = \frac{983.5}{t^{1/2} + 5.040}$	$I = \frac{2,145.7}{t^{2/3} + 8.659}$	$I = \frac{886.3}{t^{1/2} + 4.290}$	$I = \frac{974.9}{t^{1/2} + 3.899}$
1/100	$I = \frac{2,271.8}{t^{2/3} + 11.669}$	$I = \frac{1,024.3}{t^{1/2} + 5.139}$	$I = \frac{2,207.9}{t^{2/3} + 8.655}$	$I = \frac{921.2}{t^{1/2} + 4.376}$	$I = \frac{1,005.5}{t^{1/2} + 3.957}$
確率年	福原旭	蒲生田	木頭	日和佐	穴喰
1/2	$I = \frac{649.1}{t^{1/2} + 3.383}$	$I = \frac{1,007.5}{t^{2/3} + 5.508}$	$I = \frac{616.2}{t^{1/2} + 4.020}$	$I = \frac{1,273.2}{t^{2/3} + 7.187}$	$I = \frac{1,583.6}{t^{2/3} + 12.547}$
1/3	$I = \frac{776.4}{t^{1/2} + 3.591}$	$I = \frac{1,202.3}{t^{2/3} + 5.784}$	$I = \frac{746.1}{t^{1/2} + 4.402}$	$I = \frac{1,482.5}{t^{2/3} + 7.542}$	$I = \frac{1,850.7}{t^{2/3} + 13.231}$
1/5	$I = \frac{916.3}{t^{1/2} + 3.897}$	$I = \frac{1,423.8}{t^{2/3} + 6.045}$	$I = \frac{892.2}{t^{1/2} + 4.736}$	$I = \frac{1,718.1}{t^{2/3} + 7.889}$	$I = \frac{2,155.3}{t^{2/3} + 13.928}$
1/10	$I = \frac{1,089.3}{t^{1/2} + 3.754}$	$I = \frac{1,707.7}{t^{2/3} + 6.325}$	$I = \frac{1,077.4}{t^{1/2} + 5.065}$	$I = \frac{2,017.1}{t^{2/3} + 8.271}$	$I = \frac{2,547.0}{t^{2/3} + 14.725}$
1/20	$I = \frac{1,253.0}{t^{1/2} + 3.994}$	$I = \frac{1,985.7}{t^{2/3} + 6.559}$	$I = \frac{1,256.5}{t^{1/2} + 5.315}$	$I = \frac{2,307.1}{t^{2/3} + 8.596}$	$I = \frac{2,931.6}{t^{2/3} + 15.422}$
1/30	$I = \frac{1,346.4}{t^{1/2} + 4.037}$	$I = \frac{2,148.1}{t^{2/3} + 6.682}$	$I = \frac{1,360.1}{t^{1/2} + 5.438}$	$I = \frac{2,475.4}{t^{2/3} + 8.768}$	$I = \frac{3,156.7}{t^{2/3} + 15.798}$
1/50	$I = \frac{1,462.4}{t^{1/2} + 4.082}$	$I = \frac{2,353.9}{t^{2/3} + 6.826}$	$I = \frac{1,490.4}{t^{1/2} + 5.576}$	$I = \frac{2,687.7}{t^{2/3} + 8.972}$	$I = \frac{3,442.1}{t^{2/3} + 16.246}$
1/80	$I = \frac{1,568.3}{t^{1/2} + 4.116}$	$I = \frac{2,545.1}{t^{2/3} + 6.951}$	$I = \frac{1,610.4}{t^{1/2} + 5.688}$	$I = \frac{2,883.8}{t^{2/3} + 9.149}$	$I = \frac{3,707.5}{t^{2/3} + 16.636}$
1/100	$I = \frac{1,618.3}{t^{1/2} + 4.130}$	$I = \frac{2,636.7}{t^{2/3} + 7.008}$	$I = \frac{1,667.6}{t^{1/2} + 5.738}$	$I = \frac{2,977.3}{t^{2/3} + 9.230}$	$I = \frac{3,834.6}{t^{2/3} + 16.816}$

表 1 3 降雨強度式 (徳島の河川と海岸)

ティーンセン分割図



凡 例	
—	1 級河川指定区間外
—	1 級河川指定区間
—	2 級河川
—	土木事務所管轄界
—	界
( )	国土交通省所管海岸保全区域
□	ダ
●	土木事務所所在地

図10 ティーンセン分割図（徳島の河川と海岸）

(5) 土砂等による埋立て等内排水層

高盛土又は地下水による崩壊の危険性が高い盛土の場合には、盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図るものとする。

① 水平排水層

盛土の安定を図る目的で、盛土内の含水比を低下させるためにある一定の高さごとに透水性のよい山砂などで排水層を設け、排水層からは有孔パイプなどを用いて水を外に取り出すことが行われる。これを水平排水層という。

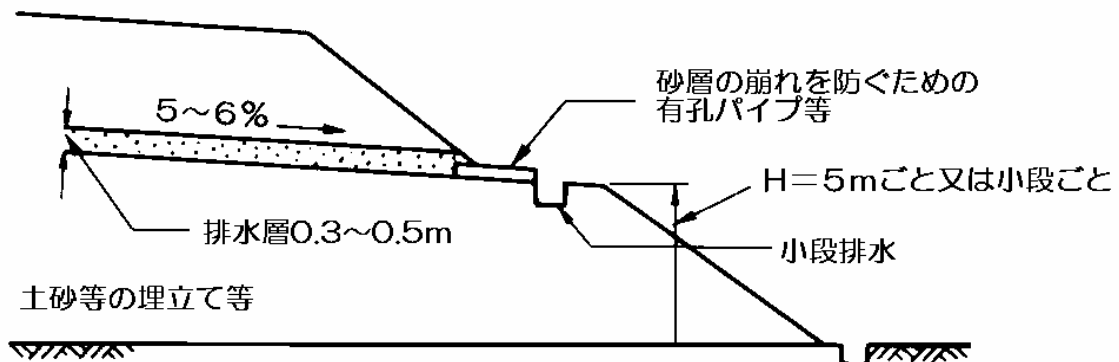


図1 1 水平排水層の例 (改訂版 宅地防災マニュアルの解説 [ I ])

② 浅層排水層

雨水が浸透しやすく、しかもそれによって強度の低下が著しい土質の場合には、のり面の浸食・表層すべり対策を主な目的として浅層排水層が設置される。

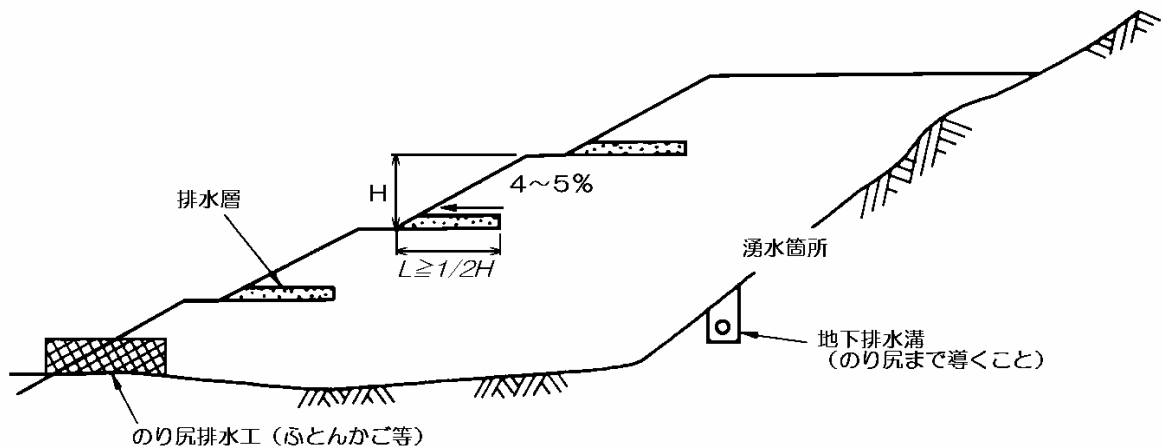


図1 2 浅層排水層の例 (改訂版 宅地防災マニュアルの解説 [ I ])

(6) のり面排水工

のり面排水工の設計・施工は、次の各事項に留意して行うものとする。

- 地下水及び湧水の状況を把握するために、事前に十分な調査を行うこと。
- のり面を流下する地表水は、のり肩及び小段に排水溝を設けて排除すること。
- 浸透水は、地下の排水施設により速やかに地表の排水溝に導き排除すること。
- のり面排水工の流末は、十分な排水能力のある施設に接続すること。

① 地表水の排除

地表水排除工の設計・施工は、次の各事項に留意して行うものとする。

- 排水溝の断面は、流量を検討して決定するが、その際土砂や枝葉等の流入、土砂等の堆積を考慮して十分に余裕を持った断面とする。
- 排水溝の流水が地山に浸透しないような構造とする。
- 盛土の斜面における排水溝は、沈下等を考慮して、土が落ち着いた段階で既製品等を設置する。

a のり肩排水溝

のり面の上部に自然斜面が続いているなど、盛土のり面以外から表面水が流下する場所には、のり肩排水溝を設け、のり面以外からの表面水が流入しないようにする。

b 小段排水溝

一般にのり面が長くなると、降雨時にのり面を流下する表面水が、のり面の下部ではかなの量になるので、小段に排水溝を設けるなどして、のり面を流下する表面水の量を最小限に抑える。

小段に設ける排水溝は、小段上部のり面の下端に沿って設けるものとする。また、小段は排水溝の方向に5%程度の下り勾配をつけて施工し、排水溝に水が流れるようにする。

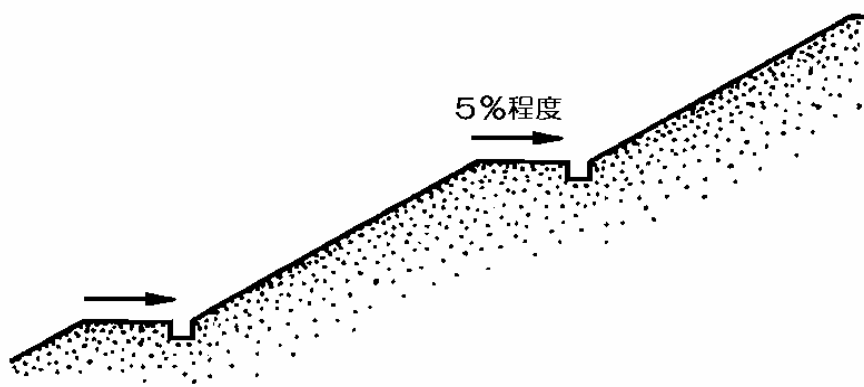


図13 のり面小段排水溝の設置例（改訂版 宅地防災マニュアルの解説 [I]）

c 縦排水溝

のり肩又は小段に設ける排水溝に集められた水をのり尻に導くため、縦排水溝を設ける。

縦排水溝の設計・施工にあたっては、次の各事項に留意して行うものとする。

- 流量の分散を図るため、間隔は20m程度とする。
- 排水溝には既製コンクリートU字溝（ソケット付きがよい）、鉄筋コンクリートベンチフリューム、コルゲートU字フリューム、鉄筋コンクリート管、陶管、石張り水路などが用いる。
- のり長3m程度の間隔で、縦排水溝下部にすべり止めを設置する。
- 縦排水溝の側面は、勾配をつけ張芝や石張りを施すのが一般的である。
- 縦排水溝設置の際は、地形的にできるだけ凹部の水が集まりやすい箇所を選定する。
- 縦排水溝の断面は流量を検討して決定するが、接続する横排水溝の断面、土砂や枝葉等流入、堆積物を考慮して十分余裕のあるものとする。

縦  
を

- ・ のり面の上部に自然斜面が続いて、その斜面に常時流水のある沢や水路がある場合は、排水溝の断面に十分余裕を持たせることが必要である。
- ・ 縦排水溝の構造は、水が漏れたり飛び散ることがないようにする。
- ・ 排水溝の合流する箇所には、必ずますを設けて、ますには水が飛び散らないようにふた設ける。また、ますには泥溜を設けるものとする。

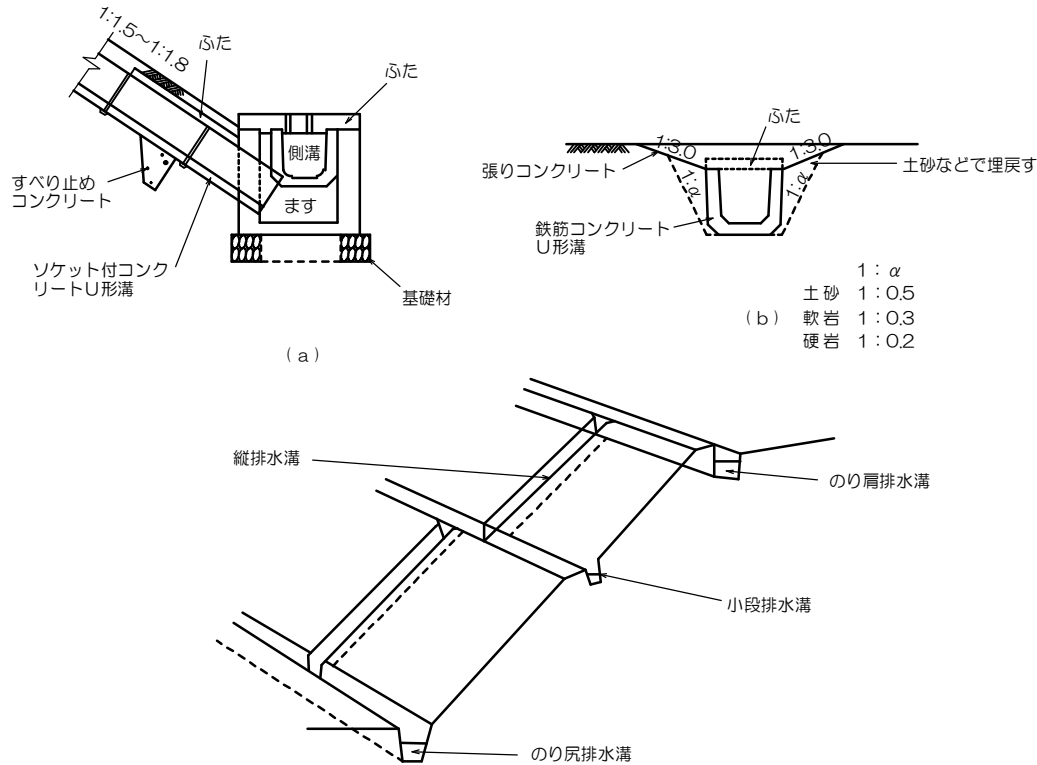


図14 縦排水溝（改訂版 宅地防災マニュアルの解説 [ I ]）

d のり尻排水溝

図

- ・ のり尻排水溝は、のり面を流下する地表水が特定事業区域外に流出するのを防ぐため、15に示すように設ける。
- ・ 集水量が多い場合には、流量計算に基づいて断面を決定し、適切な流末処理を行う。
- ・ 浸透よりのり面のすべりが生じないように十分な対策を行うことが必要である。

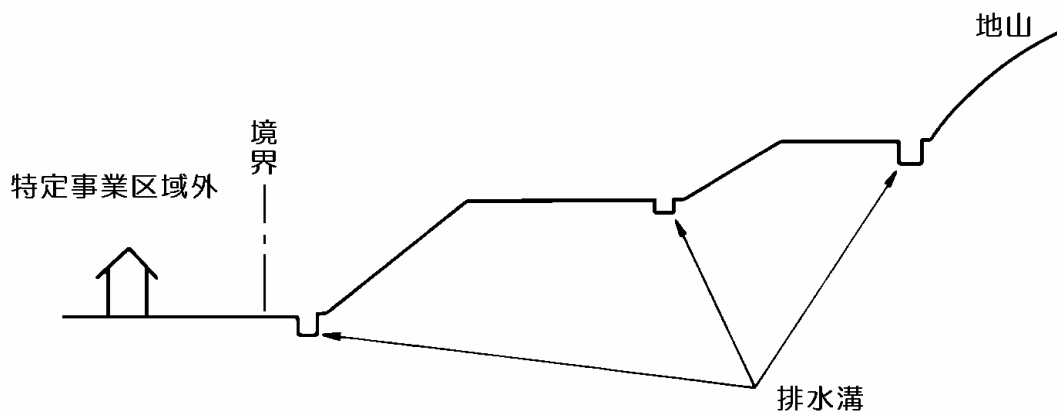


図15 のり尻排水溝の例（改訂版 宅地防災マニュアルの解説 [ I ]）

## ② 地下水の排除

### a 地下排水溝

地中に浸透した水を速やかに地表の排水溝に導くための最も有効な方法として地下排水溝を設置する。

- 地下排水溝は図16のように支線より浸透水を集めて、本線により地表の排水溝（小段排水溝等）に排出されるようにネットワーク化する。
- 盛土の場合で地山に沿って流下する地下水を排除するには、まず地山の谷筋に地下排水を設け、その後盛土を行う。
- 地下排水溝は暗渠排水管又は砕石構造とする。
- 地下排水溝の底には漏水防止のため防水シート又はアスファルト板を敷設する必要がある。
- 暗渠排水管の上面や側面には、そだや砂利などによるフィルターを設けて土で埋戻す。

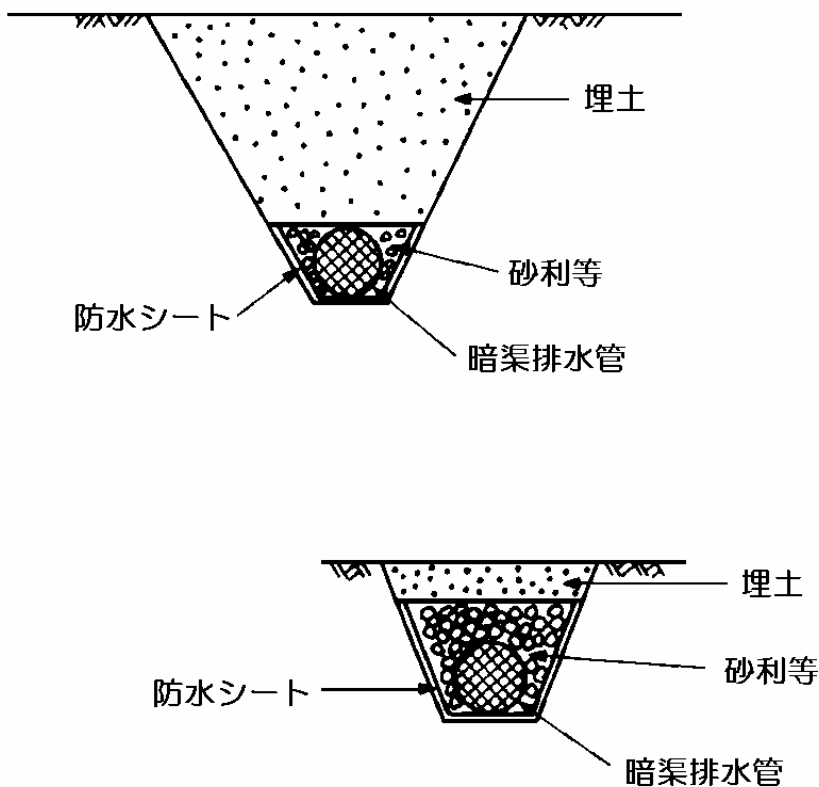


図16 地下排水溝の標準断面（改訂版 宅地防災マニュアルの解説 [I]）

## 6 埋立て等の施工

特定事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。

### (1) 原地盤の処理

埋立て等の基礎となる原地盤の状態は、現場によってさまざまであるので、現地踏査、土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うことが大切である。

調査の結果、軟弱地盤として対策工が必要な場合には適切な軟弱地盤対策工により処理するものとする。また、普通地盤の場合には、埋立て等完成後の有害な沈下を防ぎ、埋立て等と基礎地盤なじみをよくしたり、初期の埋立て等の作業を円滑にするために、次のような原地盤の処理を行うものとする。

- ① 伐開除根を行う。
- ② 排水溝及びサンドマットを単独又はあわせて設置し排水を図る。
- ③ 極端な凹凸及び段差はできるだけ平坦にかき均す。

### (2) 傾斜地盤上の埋立て等

勾配が15度（約1:4.0）程度以上の傾斜地盤上に埋立て等を行う場合には、埋立て等に使用された土砂等の滑動及び沈下が生じないように原地盤の表土を十分に除去するとともに、段切りその他の措置を講ずるものとする。

また、谷地形等で地下水位が高くなる箇所における傾斜地盤上の埋立て等では、勾配にかかわらず段切りを行うことが望ましい。

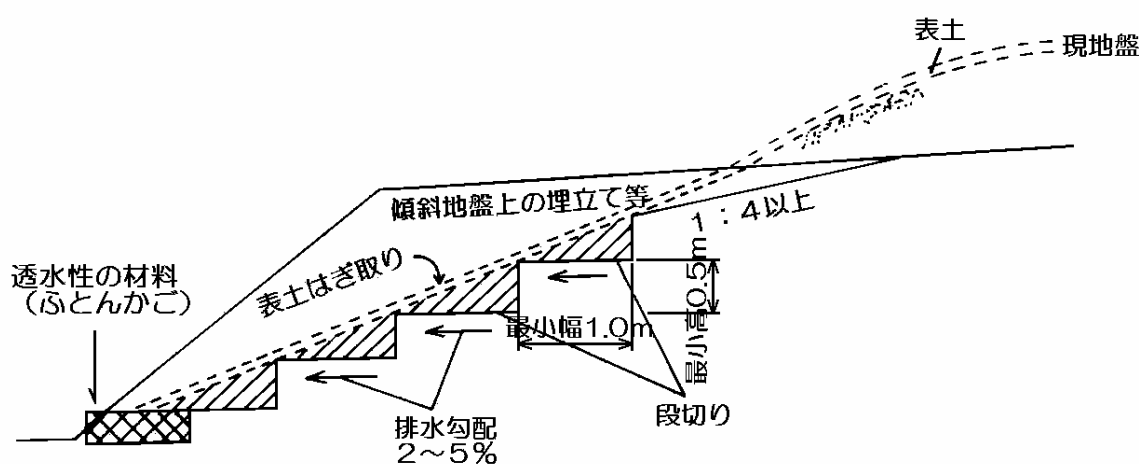


図17 段切りと排水処理の例（改訂版 宅地防災マニュアルの解説 [I]）

### (3) 敷均し

埋立て等の施工において、敷均しは埋立て等を均一に締固めるために最も重要な作業であり、



薄層でていねいな敷均しを行えば、均一でよく締まった埋立て等を築造できる。このため、埋立て等の施工にあたっては、1回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）締固め回数を決定し施工するのが望ましい。

なお、まき出し厚さは30～50cm程度を標準とする。



図18 埋立て等の敷均し（改訂版 宅地防災マニュアルの解説 [ I ]）

#### （4）締固め

埋立て等の締固めは、強度及び耐久性を確保し、圧縮沈下量を少なくし、埋立て等の形状を保つために行うものである。そのためには、降雨や地震時に発生する間隙水圧等に起因する崩壊や沈下を防止して、できるだけむらのない均質かつ安定した土質状態を作るように下記の項目に留意して行うものとする。

- ① 土の空気間隙を減じ、透水性を低下させ水の浸入による軟化、膨張を小さくして、土を最も安定した状態にする。
- ② のり面の安定など土構造物に必要な強度を持たせる。
- ③ 完成後に埋立て等に悪影響を及ぼす埋立て等自体の圧縮沈下を少なくする。

## 7 のり面保護工

のり面は、石張り、芝張り、モルタル吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。

土砂等の埋立て等によって生じる法面を擁壁で覆わない場合には、のり面が風化、浸食等により不安定化するのを抑制するために、のり面緑化工又は構造物によるのり面保護工でのり面を保護するものとする。

### (1) のり面保護工の種類

のり面保護工の種類としては、のり面緑化工、構造物によるのり面保護工及びのり面排水工がある。

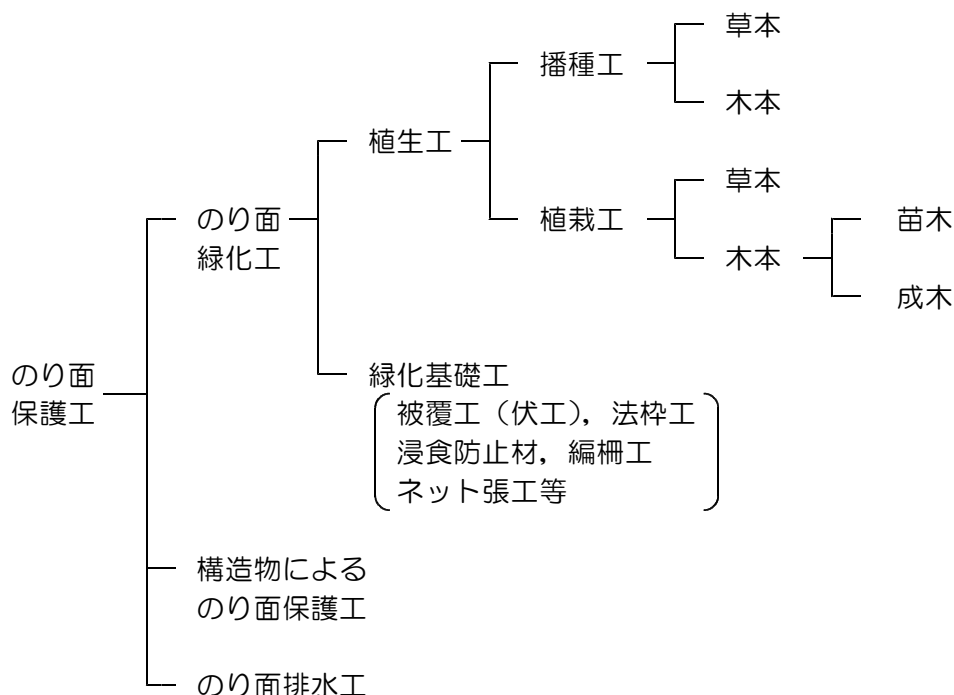


図19 のり面保護工の分類

### (2) のり面保護工の選定

のり面保護工は、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的検討し、次の各事項に留意して工法を選定するものとする。

- ① 植生可能なのり面では、のり面緑化工を選定し、植生に適さないのり面又はのり面緑化工は安定性が確保できないのり面では構造物によるのり面保護工を選定するのが一般的である。
- ② のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、一般にのり面排水工が併設される。
- ③ 同一のり面においても、土質及び地下水の状態は必ずしも一様でない場合が多いので、それぞれの状態に適した工法を選定する必要がある。

○ 植生によるのり面保護工

土 質 ・ 岩 質		工 種
砂		張芝工、種子吹付工、植生マット工
粘土、粘性土、岩塊又は玉石混じりの粘性土及び粘土	締まっているもの	張芝工、種子吹付工、植生マット工
	締まっているもの	種子吹付工、土のう工、植生穴工
砂質土、礫質土、岩塊又は玉石混じりの砂質土	締まっているもの	張芝工、種子吹付工、植生マット工
	締まっているもの	種子吹付工、土のう工、植生穴工
軟 岩		種子吹付工、植生穴工、土のう工

注1) 植生工の設計に当たっては、のり面の浸食が発生する前に、速やかに植生による被覆が行えるような工法を選定することが重要である。

注2) 使用工法あるいは植生の現地条件への適応性、のり面環境の改良、繁茂するまでの水分あるいは養分の供給、植物の生育を促す手段を考慮することが望ましい。

表14 土質による植生工の選定の目安（建設省河川砂防技術基準（案））

○ 植生工とのり面勾配等

「自然公園におけるのり面緑化基準の解説」では、のり面勾配別にみた緑化基礎工の要否について、その目安を表15のように定めている。

のり面勾配	対 策 の 目 安
30度以下 (約1:1.8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高木が優占する植物社会の復元が可能である。</li> <li>・生育が良好である。</li> <li>・周辺からの在来種の進入が可能である。</li> </ul>
30~35度 (約1:1.5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・35度は、放置した場合に自然復旧する限界角度である。</li> <li>・一般に、35度を境として、これ以上では、表土層のための緑化基礎工が必要になる。</li> </ul>
35~45度 (1:1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中・低木が優占し、草本が地表を覆う植物群落の造成が可能である。</li> <li>・生育基盤の安定を目的とする緑化基礎工を設置する。</li> <li>・高木を導入すると、将来生育基盤が不安定になる危険性がある。</li> </ul>
45~60度 (約1:0.6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低木や草本からなる丈の低い植物群落の造成が可能である。</li> <li>・のり面上の15cm以上の厚さに客土することを避ける。</li> <li>・生育基盤の安定を目的とする強固な緑化基礎工を設置する。</li> <li>・60度以上の斜面にも植物の導入は可能であるが、将来崩落する危険性が高いので、斜面形状を変えて、植物を導入する。</li> </ul>

表15 植生工とのり面勾配等

「荒廃地に対する植生復元の技術指針」ではのり面勾配と植生工適用の主な留意点を表16のように定めている。

のり面の傾斜	生育・阻害の限度	植生工適用上の留意点
0° ~30°	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生被覆が完成すれば表面浸食の危険はない。</li> <li>多少裸地が生じても郷土種が侵入し自然復旧が容易である。</li> <li>大径木の導入も困難ではない。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>植栽工の適用限界は30度までとする。</li> <li>透水性の不良土壌では傾斜に関係なく種肥土が流亡しやすいので播種時に簡易な浸食防止対策が必要である。</li> <li>植生工法はどの工法でも適用できる。</li> </ol>
30° ~45°	<ul style="list-style-type: none"> <li>裸地を放置すると地表面の移動が生じ自然復旧は困難になる。</li> <li>施工時に種肥土の流亡が多くなる。</li> <li>客土をした場合客土層が移動しやすい。</li> <li>凍上地帯では表層の滑落生じる。</li> <li>表層土の移動防止のための緑化基礎工が必要になる。</li> <li>高木類の正常な生育が困難になる。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>表面浸食防止対策が必要である。</li> <li>35度以上ののり面では表層の移動防止の基礎工を設置する。</li> <li>客土する場合には移動防止の基礎工を設置する。</li> </ol>
45° ~	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物だけで斜面の安定を図ることは困難である。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>積工、擁壁等により勾配の緩和を図る。</li> <li>斜面安定のための基礎工を設置する。</li> <li>構造物の間に生育基盤を確保する。</li> <li>客土用積工などを用いる。</li> <li>面状に厚い客土を行わない。</li> </ol>

③土丹等の硬い土質からなるのり面では、植生の導入が困難な場合が多い。このような場合には、コンクリート吹付工、コンクリート張工等の植生工以外ののり面保護工が用いられる。

④中硬度（土壌硬度が約27mm以下）のしらす層で、のり面勾配が60度（約1:0.6）より緩い場合には、法枠工のような緑化基礎工を用いることにより植生工の導入は可能である。

表16 のり面勾配と植生工の適用の主な留意点

○ 構造物によるのり面保護工の選定

		使用目的					地山条件					備考	
		浸食防止	風化防止	落石防止	表面水浸透対策	地下水湧水対策	多少の土圧対策	岩	土砂	破砕帯	地すべり地		植生不良土
プレキャスト砕工	土砂詰め	○	△	×	○	×	×	△	○			◎	1:1.0以上の急勾配では土砂落下に注意
	ブロック詰め	★	○	△	○	×	×	×	○			○	1:0.8以上の急勾配に最適
モルタル、コンクリート吹付工		★	◎	◎	○	×		○	×	△	×	○	美観上に問題あり 湧水処理に配慮
石張・ブロック張工		★	◎	○	○	×	△	○	○	△			
編柵工		◎		△	×			×	○				浸食防止に限度あり
のり面蛇かご工		○			×	○	△	×	○	○	◎		
現場打コンクリート砕工		★	△	○	×	○	○	○	○	○			中詰め材の選定に配慮
コンクリート砕工		★	○	○	○	×	○	○	○	○			もたれ擁壁工も同じ

【凡 例】

- ◎：特に適していると思われるもの
- ：一部の例外を除いて適していると思われるもの
- △：適するケースと適さないケースがあるもの
- ☆：間接的な効果があるもの
- ★：本来の目的ではないが効果があるもの
- ×：適用しない方が好ましいもの

表17 構造物によるのり面保護工の選定（改訂版 宅地防災マニュアルの解説 [I]）

8 飛散防止措置

特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

- ・ 緑化工は、周辺環境との調和や土地利用の目的を考慮して工法を決定するものとする。
- ・ 植栽による場合は、原則として在来種によるものとし、客土、肥料木の混植、植栽本数、樹種の配列、施肥等を考慮して、現地に適合した植栽木を選定するものとする。